

(第一類 第九号)

第二百一回国会 経済産業委員会議録 第六号

(一六一)

令和二年四月十四日(火曜日)

午前九時三十分開議

衆議院

出席委員

委員長

富田 茂之君

理事

大岡 敏孝君

理事

小林 鷺之君

理事

神山 鈴木

佐市君

理事

武藤 容治君

理事

田嶋 鈴木

淳司君

理事

山岡 達丸君

理事

鰐淵 洋子君

洋子君

理事

畦元 將吾君

理事

安藤 高夫君

理事

石崎 徹君

理事

神田 裕君

理事

國場 幸之助君

理事

武部 新君

理事

富樫 博之君

理事

福田 達夫君

理事

星野 剛士君

理事

三原 朝彦君

理事

吉川 越君

理事

和田 義明君

理事

細田 健一君

理事

山崎 武志君

理事

和田 落合

理事

和田 斎木

理事

和田 山崎

理事

和田 和田

理事

和田 義明君

理事

和田 落合

理事

和田 斎木

理事

和田 山崎

理事

和田 和田

参考人
(東京大学大学院工学系研究科教授)

参考人
(株式会社自律制御システム研究所代表取締役社長)

参考人
(一般社団法人電子情報技術産業協会会長)

参考人
(東洋大学経済学部総合政策学科准教授)

参考人
(東京大学公共政策大学院院長)

参考人
(東洋大学経済学部准教授)

参考人
(東洋大学絏済学部准教授)

においても、決して引けをとるものではないと思います。こうした点は国際的にも、例えば昨年七月に出たシカゴ大学で作成された委員会報告を見ても認知されていることがわかります。

さて、各国で公にされている報告書は、どれも内容はかなりの程度共通をしています。まず、出発点として、デジタルプラットフォームは規模が大きいほど効率性が高く、社会的にメリットが大きいという点であります。例えば、オンラインモールを例にとれば、モールの規模が大きければ、いろいろな店舗がプラットフォーム上に展開され、そうしたさまざまな商品を楽しみたい消費者が大勢やつてきます。こうした現象をネットワーク効果といいますけれども、デジタルプラットフォームはまさにネットワーク効果のよい面を最大限に生かす存在だと思われます。

特にデジタルプラットフォームは、地域の中小規模の事業者にとってなくてはならない存在です。

資本力が乏しく、宣伝広告を行う資金的余力がない地域の企業でも、プラットフォームを通じて、ほかの地域の消費者や、さらには世界の市場へもリーチすることができます。中小企業にとって、プラットフォームはまさにイノベーションを起こす原動力になっていると言えます。

他方で、かなり以前より、中小事業者を中心

に、デジタルプラットフォームの取引における不当性を訴える声がささやかれています。ささやくと申し上げたのは、正式に表明されたり相談されたりすることなく、あくまで内々の話として語られていたということです。

その内容は、例えば、何の通告や相談もなく契約内容が変更される、アプリの審査基準が不明、検索アルゴリズムが急に変更になって売上げが大きく落ち込んだなどといったものであります。こうした苦情をプラットフォーム側に届けようと思つても、届ける方法がない、あるいは届けられても返答がないというのがほとんどのケースで見られていました。こうした声が多く重なった業種が、アリストアやオンラインモール

においても、決して引けをとるものではないと思います。こうした点は国際的にも、例えば昨年七月に出たシカゴ大学で作成された委員会報告を見ても認知されていることがわかります。

さて、各国で公にされている報告書は、どれも内容はかなりの程度共通をしています。まず、出

発点として、デジタルプラットフォームは規模が大きいほど効率性が高く、社会的にメリットが大きいという点であります。例えば、オンラインモールを例にとれば、モールの規模が大きければ、いろいろな店舗がプラットフォーム上に展開され、そうした現象を楽しみたい消費者が大勢やつてきます。こうした現象をネットワーク効果といいますけれども、デジタルプラットフォームはまさにネットワーク効果のよい面を最大限に生かす存在だと思われます。

特にデジタルプラットフォームは、地域の中小規模の事業者にとってなくてはならない存在です。

資本力が乏しく、宣伝広告を行う資金的余力

がない地域の企業でも、プラットフォームを通じて、ほかの地域の消費者や、さらには世界の市場へもリーチすることができます。中小企業にとって、プラットフォームはまさにイノベーションを起こす原動力になっていると言えます。

他方で、かなり以前より、中小事業者を中心

に、デジタルプラットフォームの取引における不

当性を訴える声がささやかれています。ささや

くと申し上げたのは、正式に表明されたり相談されたりすることなく、あくまで内々の話として語られていたということです。

その内容は、例えば、何の通告や相談もなく契

約内容が変更される、アプリの審査基準が不透

明、検索アルゴリズムが急に変更になって売上げ

が大きく落ち込んだなどといったものであります。こうした苦情をプラットフォーム側に届けようと思つても、届ける方法がない、あるいは届けられても返答がないというのがほとんどのケースで見られていたようです。こうした声が多く重なった業種が、アリストアやオンラインモール

に提供する事業者でした。

不思議なのは、困っているこれらの事業者は、なぜ大きく声を上げて問題を訴えないのかという

点です。二つの理由が少なくともありました。

一つの理由は守秘義務契約の問題です。多くの

私契約は守秘義務が課せられていると思います

が、特に海外のデジタルプラットフォームに関し

ては、違反に對して重たいペナルティーが科せら

れたり、裁判の管轄場所を海外に制限されたりと

いた問題があつたようです。

二つ目の理由は、仮にみずから声を上げたこと

がプラットフォーム側にわかると今後のビジネス

に差し支えることを強く懸念したという点もあり

ます。特に、多くの中小企業者のビジネスがデジ

タルプラットフォームなしには成り立たない場合

には、なおさらのことになります。

こうした経緯を踏まえると、以下の二つの点が

指摘できると思います。

一つは、我が国の事業者は、プラットフォーム

に依存してビジネスを行つている者ほど、ビジネ

スの継続性を優先して、プラットフォーム事業者

に対して契約上あるいは取引上の問題点を指摘し

にくい状況にある。

二つ目は、海外を含むデジタルプラットフォー

ム事業者は、みずからビジネスを国際標準にす

ることに熱心であるがゆえに、我が国の事業者の

置かれた独自の状況について理解していないこと

が多いのではないかということ

が多いのではないかということ

が多いのではないかということ

が多いのではないかということ

が多いのではないか

フォームも、もとをたどれば小さいベンチャーから始まっています。ベンチャー企業が、既にいる大きな企業よりもよりよいサービスを生み出そうとして今のGAFaがあるわけあります。こうしたGAFaにかわろうとするスピリッツを持つベンチャー企業が我が国にももつと出てこなければいけません。GAFaに身売りをして、それではよしとするベンチャー企業ばかりでは競争は起きないわけであります。他方で、GAFaにかわるうとするベンチャーに対しては、GAFaはその資金力で強引にでも買収を仕掛けてくると思います。将来の敵は早目に芽を摘んで競争を殺した方がよいからであります。

との関係性は必須でありま
まなプラットフォーマーと
まいりました。

古くは、ガラケー時代のiモードやEZウエブ等のモバイルコンテンツプラットフォームにおいて、通信事業者、キャリアと呼ばれておりますが、と交渉を行い、ビジネスを拡大するために公式サイトのオープン化等を進めてまいりました。また、インターネット上の音楽配信に関して、楽著作権に関する、いわゆるプラットフォーマーであるJASRAC等の著作権団体と料率等の交渉を行つて使用料規程を策定してまいりました。本日は、このような過去の経験も踏まえて意見

て、スマートフォンのユーザー履歴あるいはデータを分析して、さまざまなサービスを提供するというものが基本的な構造です。ちょっと脱線しますが、せつかくですので、この iPod、実は、この中身はほとんど日本の製品でした。東芝製の一・八インチのハードディスク、ソニー製の小型バッテリーがなければ、自体実現できなかつたと言われております。しかも、ステイプ・ジョブズの美意識かどうかわからぬんですが、それを実現するための鏡面仕上げ、これがまさしくその美意識になりますが、これをつくっていたのは、新潟県の燕三条のたぐいのわざが実現した。イノベーションは結合から生まれると言われておりますが、日本ではスマート

法案への期待とともに、法運用に関して二点要望させていただきたいと思います。

一つは、共同規制スキームの実効性の確保、もう一つは、プリンシップルベースでの法運用です。共同規制スキームについては、この後、生貝先生から説明があるかと思いますが、不確実性の高い現代社会においては、民間による柔軟性と法による安定性が両立した共同規制が有効だと思います。

MCFとしても、民間業界団体の柔軟性を生かして苦情対応等に当たつていきたいと考えておりますが、レポートやモニタリングレビューの法運用においては、業界団体との連携を十分に確保していくべきだと思います。

また、民間の自発的な活動の実効性を担保する

○富田委員長 ありがとうございました。
○岸原参考人 次に、岸原参考人にお願いいたします。
きまして、まことにありがとうございます。一般
社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム、M
C Fの岸原でございます。
まずは、簡単にM C Fの御紹介をさせていただ
きたいと思います。

れた機能が、スマートフォンではアリストアとして提供されておりますが、スマートフォンにおいてはアリストア事業者による垂直統合がより進んでおる状況でござります。

若干、ちょっと古い端末を持つてきました。それがiモード端末、皆さん懐かしいかと思いまますが、これがスマートフォンにどう進化してきたかということを簡単に御説明したいと思います。

これ、多分今お持ちの方は誰もいないと思うんですが、iPod、実はこれはPDAから大量の

す。しかしながら、現状は構造的な問題が存在しております。さまざまな弊害が起きております。その根本的な原因として、アリストアに関しては二社の寡占状況で、構造上、アリストア事業者が優越的地位にあるため、対等な交渉が難しかったなどいうことが挙げられると思います。これは、今、大橋先生の方から御紹介があつたところかと思います。また、グローバル化による文化コミュニケーション面のギャップも大きくなっています。

重要であると考えております。現状に最適化された仕様規定は重要ですが、不確実な将来にも対応するために原則の明確化が必要だと思います。透彻的な議論をお願いいたします。

最後に、今回の法案とは直接関係しませんが、現在、新型コロナウイルスによって日本社会は大きな影響を受けております。このような状況に対応するためには、社会のデジタル化、インターネット化が必要であり、I-Tの積極的な活用によ

設立は一九九九年、日本でモバイルコンテンツサービスの黎明期が始まった年に設立されました。現在スマートフォン等におけるアプリ配信事業者を中心に約百社の会員で構成されております。会員としては、中小のベンチャーカンパニー企業から上場企業まで幅広く含まれております。

当団体が活動領域としておりますモバイルコンテンツビジネスにおいては、プラットフォームマーケ

データを複製するという機能があります。ほぼCと同じ、ストレージという形で、当時、数千曲の曲をこちらの方に移動して、モバイルができる。これを、ペンパイナップルアップペンジャーないですが、がつちゃんこしたのがスマートフォンという形になります。

こののような構造問題を共有共栄の方向に改善するため、今回の法案には非常に期待しております。まさに透明性が確保され、公正性についてなく議論できるようになることは大変望ましいと考えております。レポートによる透明性確保から、アカウンタビリティの履行、それに対するモニタリングレビューとしての評価という改善を促進するプロセスが回つていくことに期待しております。

る、リアル社会の代替としてのバーチャル社会の構築を促進していくようなビジョンも有効だと思います。

うことができる枠組みというものを、私としては非常に望ましいものとして理解するものでござります。

以上です。御清聴ありがとうございました。

(拍手)
○富田委員長　ありがとうございました。

○川上参考人　ありがとうございます。
○川上参考人　弁護士の川上と申します。よろしくお願いします。

きょうは、重要な法案の審議にお招きいただき、本当にどうもありがとうございます。

私は、弁護士として、主に労働の現場、それから中小企業の方の立場に立つて仕事をしております。それから、ベンチャーですね、ベンチャースタービリットを持つ、人生をかけて会社を立ち上げた若いベンチャーの人たちとも一緒に仕事をしておりまして、きょうはそのような立場から、現場で何が起きているのかという問題について、その人たちの声をお伝えできればと思います。よろしくお願いします。

レジュメに沿つてお話をさせていただければと思うんですけれども、問題の所在。これは、大橋先生のお話等からも、今出でましたように、例えば一方的な契約の変更であつたり、そういうふた方が広く行われているということがあります。それは、ひとえには、やはり交渉力格差が厳然としてある、そこに尽きるということです。これは、今まで私たちがこの社会を百年、二百年築いてくる中でこの問題が顕著に起きた領域といふのは既にあつて、それに對してどのような手当てを我々社会は行つてきたのかという、そこから実証的に学ぶことが可能なわけですね。それは何の領域かというと、もちろん労使関係なわけです。交渉力格差が顕著な領域は労使関係であった。労働者と企業という、力の厳然とした状態において、ここに労働法が発展してきて、その是正を行つてきて、対等な交渉関係、対等関係を築いて、より健全な社会を築くというこ

とが行われてきたわけですね。

労働法の目的というのは、突き詰めれば、公正競争なわけです。一つの企業が、例えば社会保障を払わないとか、コストを削減するために利益を上乗せするためにそういう違法な行為をしていけば、その会社は短期的には他の会社よりも強く

まれる、それから労働者の人たちの生活も安定する、そういうことが目的とされているわけです。

このような労働法等の規制のない部分、分野が、今あらわれてきているプラットフォームの問題なわけです。プラットフォーム対個人、個人、ここにも圧倒的な交渉力格差が認められる。しかし、労働法とは全く異なって、この分野は、やはり非常に新しい問題ともあって、法規制が全く存在しません。全く存在しないがゆえに、さまざまなく不都合性が発現してきているわけです。

その一つとしては、不公正な競争によってイノベーションが阻害されている。これは、例えば今お話をあつたアリストアの問題です。ここはアップルとグーグル、この二社によつて完全に支配されていて、どの会社がどんなアプリを社会に提供するかということを彼らが判断しているわけですね。本来は、我々消費者が選び取つていくはずです。それにもかかわらず、彼らが独自の恣意的なルールを置いて、そこで事前に彼らに都合のいいアプリだけを世に出している。仮に、非常にこれは伸びそうだというアプリがあれば、彼らがそれを摘み取つて、彼らのアプリとして出すといふことだつてあり得るわけです、十分に。これは既に起こつてゐる可能性だつて十分あるわけですね。

これは、今まで私たちがこの社会を百年、二百年築いてくる中でこの問題が顕著に起きた領域といふのは既にあつて、それに對してどのような手当てを我々社会は行つてきたのかという、そこから実証的に学ぶことが可能なわけですね。それは何の領域かというと、もちろん労使関係なわけです。交渉力格差が顕著な領域は労使関係であった。労働者と企業という、力の厳然とした状態において、ここに労働法が発展してきて、その是正を行つてきて、対等な交渉関係、対等関係を築いて、より健全な社会を築くといふことを阻害している、こういうことが言えます。

それから、この不都合性のもう一つの問題として、社会的費用の負担者が今偏在してしまつて、この外部不経済によつて、例えば労務提供型

プラットフォームで事故に遭つた労働者、この人の労災は誰が負担するのか。企業は全く負担しません。プラットフォーマーは社会的費用を全く負担しなくていいわけです。結局、国が払うんで、被害者の労働者が払うんです。国と個人に社会的費用のつけかえが起きてしまつて、これが現在のプラットフォームビジネスになります。

次に、具体的問題。

では、これはどんな細かな問題になつてゐるのかというと、例えば契約の問題でいえば、一方的設定、変更、終了、それから取引も拒絶する。されば、報復を行う、不当な扱いをする。それから、一方的な恣意的制度も可能になつています。

今までのお話から明らかなるように、プラットフォームというのは一つの社会というか国のようなものを既に築いているわけですが、その法律を一つの企業がつくってしまう、そのような一方的な制度が生まれていています。例えば、ペナルティ制度を設けてみたり、罰金制度を設けてみたり、それから今申し上げたアプリの審査制度が一方的であつたり、このような問題が起きている。それに対しても、次ですけれども、事業者それから労働者が団結して組織化をして、少しでも交渉力をかさ上げして団体交渉を求めて、団体交渉は拒否する、そういう問題が生じております。

今回、そういう問題点に着目してこのような法律が議論されていることは非常にすばらしいことについて、一つ目、改正民法五百四十八条の二、ここで定型約款の規制があるんだから、別にこのプラットフォーム法案になくとも、民法の方で対処できるようになつたんだから大丈夫じゃないかと

いう氣もするんですが、やはり現場の声を聞いてみると、全くそうではないんですね。

これは伸びそうだというアプリがあれば、彼らがそれを摘み取つて、彼らのアプリとして出すといふふうに強く思つております。ただ、批判にはなつてしまふかもしれないですが、この法案をかなりしりかり読ませていただきまして、少し問題点の提起というものをさせていただければと思います。その中で、この問題点、書かせていただいたものは、つまり、それに対しても、不在のものを設ければ解決策になるということで、問題点の三

のところは解決策の記載といふことも言えるかもしれません。

一番大きい問題点としては、やはり、契約の一方的な設定、変更、終了についての規律がありません。そうすると、いろいろな条文があつて、例えば五条では開示が定められたり、六条では勧告があつたり、そういう透明性を高めるデザインは非常に充実しているんですけど、この法案の目的のもう一つの目的である公正性については担保できないんじゃないかという危惧をしております。

公正性というのは何かというと、契約が真に当事者の合意であることによつて担保される。その手段としては二つあります。契約に合理性を求める手法と、契約当事者の対等性を確保する方法があります。それは、現在では、改正民法五百四十八条の二に入った定型約款の規制、後者については、団体交渉を保障していくという労働組合法のようなものが考えられます。

本法律は両者を欠いていて、公正性についてどのように担保していくのかという問題点が考えられると思います。

しかし、ここで問題なのが、この二つの手法について、一つ目、改正民法五百四十八条の二、ここで定型約款の規制があるんだから、別にこのプラットフォーム法案になくても、民法の方で対処できるようになつたんだから大丈夫じゃないかと

いるが、やはり現場の声を聞いてみると、全くそうではないんですね。

なぜかというと、民法で、定型約款は合理性がないといけない、合理性のない定型約款は無効だといふふうに書いてくれた。でも、じゃ、その民法を使って声を上げられるかといったら、そんなことはできない。そんなことをすれば、アプリのそこからはじき出されて、会社は倒産してしまふ。だから、合理性のない契約だ、それはだめだと民法に書いてくれても、じゃ、実際にそれを使って何かは正していくことが中小企業にできるかというと、それはできない。なので、やはりこ

ういう法律の中にそこを書き込んで、プラットフォーマーに対しては、そこを遵守しないといけないということを確認させることが重要なんだと思います。

それから、二点目の、じゃ、対等交渉力をつけて、団体交渉によって対等な交渉を実現して公正なものを実現していく手法というのがどうかと考えると、労務提供型のプラットフォームで働いている労働者に対してはこれは有効なんですかけれども、例えばオンラインモールで、事業者の人たちがたくさんいます。この中小企業の事業者さんが団結して団体交渉できるようにすればいいのかというと、それは私は非現実的だと思います。やはり、全国に散らばる、それから事業者性の強い、独立性の強いそういう人たちが団結して一つのオンラインモールに団体交渉して、それによつて公正な競争環境が生まれるかというと、それははつきり言つて絵に描いた餅だと思います。

そこは、今現在、中小企業等協同組合法によつて、協同組合をつくれば団体交渉ができる、そういうふうになつています。私がアドバイスさせていただいている楽天ユニオンも、その手法をとつて今頑張っています。しかし、それで解決するかというと、そういう問題ではないと思つています。なので、やはり重要なのは、契約の合理性といふものを追求する中身にしていく必要があるんじゃないかなと思います。

二点目としては、不当行為禁止規定がない。声を上げた人に対する報復的行為をどのように抑止するのか。

それから、論点のペーパーに書いてあつたのが、適用対象が当面はオンラインモールとアプリストアに限定される、ここは非常に重要な問題、不都合な問題だと思います。今、労務提供系のプラットフォームがふえてきています。そこを除外するというようなたつつけでは、なかなか大きな不都合が生じてしまうんじゃないかなと思います。同じように特定デジタルプラットフォームにすべきだと考えます。

これから、恣意的制度を監視する第三者機関が不在であるということです。ここに対して、ペナルティ制度、罰金制度、例えばオンラインモールが行つています。そこで、一方的な制裁的行為がなされる。そのときに、意見述べる機会もなかつたり、公正な処罰になつてゐるのかという担保がない。その点については第三者機関を設けるべきだと思います。

それから、紛争解決機関の不在。ここについても、やはり行政が中に入つて、労働委員会のようなものであつたり、何かちゃんとした中立機関が入る必要があると思います。

各論として、条文の問題点として一つ指摘させ

ていただきたいのは、法案の第二条なんです。

第二条に、非常に重要な「商品等」という略語が

出でくるんですが、「以下「商品等」という。」と

いうのが第二条で入つていて、その商品等の中に役務が含まれているんですね。そうすると、この

法律においては、商品、役務又は権利、これを取

引することをずっと商品等と呼んでいくことに

なつてゐるんですが、ILO憲章のフィラデル

フィア宣言で一番最初、冒頭で書かれているよう

に、労働は商品ではない。ですから、役務を商品

等として商品と同一に扱うことは少し改善してい

ただきたいと思いまして、ここは、商品等ではなく、商品役務等という記述で以下やつていただけ

ればと思います。

同様に、第二条の三項には商品等提供利用者と

いう定義がありますが、ここも商品役務等提供利

用者とすべきと考えます。

それから、第四条に、売上額の総額によつてデ

ジタルプラットフォーム提供者を指定していくと

いうことがあります、例えば、今、ウーバー

イーツを提供しているウーバー社でいうと、会社

はオランダのアムステルダムにあります。そこに売上げを計上していると思われますので、日本のウーバー・ジャパン等に売上額が計上されていないといふことになると、売上額の総額によつてと

いうところをどのようにして把握していくのかと

いう問題がありますので、そのような租税回避行為を行つているデジタルプラットフォーマーに対する捕捉、ここに付いても緊急に何か手当でをする必要があるのでないかと思います。

それから、第十条の二項について、不利益な取扱いはしてはならないと書いてはあるのですが、労働行為の禁止規定とかそういうことがないので、これをどのように担保するのかというのが問題だと思います。

最後なんですかども、中小企業等協同組合法と労働組合法というものがあつて、これによつて団体交渉が保障され、対等な交渉というのを実現しようとはしているんですけれども、問題点がありますので、このデジタルプラットフォームの法案の議論に少し示唆になればと思うんですが、まず、中小企業等協同組合法には、不当労働行為と労働委員会があります。なので、報復行為の抑止とエンフオースメントに課題があります。

労働組合法の問題点としては、プラットフォーマーが、商品役務等提供利用者が労組法上の労働者に当たらないとして団体交渉を拒否した場合には、労働者の方が訴訟して立証して、何年も何年もかけてやらないといけません。つまり、プラットフォーマーの方は、団体交渉を拒否するという違法行為をするだけで、後はずつとあぐらをかいていることができるわけですね。

その点で、例えばフランスでは二〇一六年の八月にエルコムリ法という法律ができて、プラットフォームで役務提供をして働いている労働者に団体交渉権が保障されました。この立法で彼らには団体交渉権があると書かれたことで、プラットフォームが、現在、日本のウーバー・ジャパンがやつていてるような、彼らは労組法上の労働者じやないから団体交渉に応じなくていいんだという理屈が通用しないことになります。なので、例えば

私は、数年前から、デジタルプラットフォーマーが大きくテレビCMなどで、ポイント十倍還元セールとか、あるいは最近では送料無料とか、そういうことを打ち出すたびに、これは出店者にとって利益があるだろうか、こういう疑問を抱

えてくださいといふになつていて、それで、そういう画面が出てきて、承諾しないとサービスを提供させてもらえないといふやうな、そういう同意のあり方といふですか、これについてどうお感じになつてお伺いします。

○岸原参考人 MCFとしては、アリストアに関してちょっとお話をさせていただきたいと思います。これまで、さまざま苦情とかが個別事業者から寄せられて、アリストア事業者に個別に話をしているという事例がありますが、なかなか解決につながらない。というのは、先ほどちよと御紹介しましたが、非常に二社の寡占状況で、そもそも優越的地位にある。これが、先ほど御紹介があつたように、対等な交渉関係がないといふのが構造上の大きな問題だといふに思います。

それと、先ほどちよと御紹介できなかつたですが、やはり実際にアリストアの審査というのは海外で行われております。言つてしまえばアメリカでございます。そうなりますと、実は文化とコミュニケーションに対してのギャップが結構大きくて、基本的に英語でやりとりといふことがあるんですが、そもそも前提となる文化背景といふものが大きく違います。特に日本文化といふのは、世界から比べると非常に、言い方があれですが、ちょっと変わつたといふか特殊なといふか、言い方をかえると、クール・ジャパンとして、非常に世界にもないようなさまざまな文化背景といふものを持つております。これを実際に海外の方が理解いただくといふことが実は結構難しい面があつて、ここは多分、日本の文化に対するアジャストといふものを仕組みとしてつくつていかなきやいけないといふのもあるのではないかと思ひます。

それと、先ほどお話をあつたように、やはり個社での交渉といったものは、問題解決する上で過去のMCFの体験からしても、なかなか難しい。やはり団体において交渉していくといふのが非常に重要だと思います。

これは、個社のさまざま事例、これは最終的に業界団体としてどういふことができるかといふことなんですが、苦情の内容に関しても、公益に関するもの、共益に関するもの、あとは私益に関するものと、大きく分ける三つの類型があるかと思います。

公益に関しては、憲法の基本的人権とかさまざま表現の自由とか、そういうものになりますが、今は、非常に重要なところは、共益に関するものと、大きな問題な困り事といふか、そういうのを解決できる。

ただ、個社ごとのそれぞれの事情といふのが違うので一概に、個社から話を聞くと、全部違う苦情に見えてしまいますね。そうすると、これをから帰納法的に普遍化した上で交渉を行つてくる。

そうすると、実際に、グローバル企業に関しては、そういう原則に基づく交渉といふのはコミュニケーションがしやすくなつてくるんですね。が、どうしても日本の場合だと、個別事象に関しては、非常に日本文化といふのは、お互いに、コンテキストといふか、関係性が非常に深いところを交渉してきておりますので、グローバル企業と原則を定めて交渉していくといふのがこれまで余り行われていなかつたのではないかといふうに思います。

そういう意味で、そういった文化とかコミュニケーションのギャップといふものも解決することによって、より解決が進んでいくのではないかなどといふうに思います。

それと、もう一点、先ほどの同意のとり方といふところなんですが、これはプラットフォーム事業者だけではないとは思ふんですが、一般的に言いますと、やはり透明性確保、どういった状況であります。

○岸原参考人 そういった意味では、今回の法規自体、エンフオースメントの強制力、あるいは罰金といふ点では、そんなに大きなものはないかと思います。

それと、もう一点、先ほどの同意のとり方といふところなんですが、これはプラットフォーム事業者だけではないとは思ふんですが、一般的に言いますと、やはり透明性確保、どういった状況であります。

ただ、先ほど御紹介いただいた共同規制といふスキームでいうと、エンフオースメントだけでは

ができたりとか、そういうスケーム、環境を用意してくるといふのがまず第一ではないかなと思います。

あとは、その同意のとり方といふのは、個別事例が非常に多くありますので、まずは一般的な正当性ある体制というのを用意して、逆に、アリストア事業者あるいはユーチャー側も、それを理解して、どう対処してくるかという見をめていく。ここで多く、ユーチャーに関してアリストア事業者に關しても、団体として情報を集約してくるということが非常に重要なとあります。

個社ごとでは、それに対してもどう対応するかといたものを解決できる。

ただ、個社ごとのそれぞれの事情といふのが違ふので一概に、個社から話を聞くと、全部違う苦情に見えてしまいますね。そうすると、これをから帰納法的に普遍化した上で交渉を行つてくる。

そうすると、実際に、グローバル企業に関しては、そういう原則に基づく交渉といふのはコミュニケーションがしやすくなつてくるんですね。が、どうしても日本の場合だと、個別事象に関しては、非常に日本文化といふのは、お互いに、コンテキストといふか、関係性が非常に深いところを交渉してきておりますので、グローバル企業と原則を定めて交渉していくといふのがこれまで余り行われていなかつたのではないかといふうに思います。

それから、ちよと具体的な内容に入つていきますが、事前に、契約変更、取引条件を変更する際には、開示をして、その理由を明らかにするといふうにこの法律ではなつておりますが、開示だけでも問題解決につながるのかといふのがますますか。

そういう意味では、アリストア事業者の業界団体としての役割といふのはすごく重要なと思うですね。そういう意味では、岸原参考人の所属しているモバイル・コンテンツ・フォーラムがそういった代弁者になれるかどうか。

それから、政府側にとつても、モニタリング、それからレビューやできるような体制をどうつくるかといふのが重要だと思いますけれども、これについて岸原参考人はどう考えますか。

○岸原参考人 先ほども御紹介させていただきましたが、そこの点に関しては、政府との連携、これとあとは、特に財政的な支援といつたものが非常に重要かと思います。

業界団体としても、最大限、民間の自主的な取組といったものを進めてまいりたいと思つておりますが、いかんせん体制を整備しない限りはきちんとした対応ができませんので、これは、MCF

なく、インセンティブといったものが、実際、問題解決につながつてくる。これを働かせるというのがもう一つの今回の法律の肝ではないかなといふふうに思つています。

一般的には、団体交渉といふのはプラットフォーマー側から嫌がられるんじやないかといふことがあります。が、私はMCFの過去の経験からすると、逆に、それをやることによつて共益が実現できますが、それがアリストア事業者にとつてもすごい利益が出てきます。

先ほど御紹介させていただいたように、共存共栄の関係といったものが、苦情解決をしてアリストア事業者にとつても、それをフィードバックしていくと、個社ごとに個別の話に対応するよりは、ある程度集約されて、共益に対する解決策を図つていく。それによってアリストア事業者側のビジネスも拡大するという、インセンティブにつながりますよといふことを提示ができるというのが重要じやないかなといふふうに思つています。

○石川(昭)委員 ありがとうございます。国際ビジネスでは契約書が全てであり、日本はあうんの呼吸でといふところ、この辺の落差があるのかなと思います。

それから、ちよと具体的な内容に入つていきますが、事前に、契約変更、取引条件を変更する際には、開示をして、その理由を明らかにするといふうにこの法律ではなつておりますが、開示だけでも問題解決につながるのかといふのがますますか。

そういう意味では、アリストア事業者の業界団体としての役割といふのはすごく重要なと思うですね。そういう意味では、岸原参考人の所属しているモバイル・コンテンツ・フォーラムがそういった代弁者になれるかどうか。

それから、政府側にとつても、モニタリング、それからレビューやできるような体制をどうつくるかといふのが重要だと思いますけれども、これについて岸原参考人はどう考えますか。

○岸原参考人 そういった意味では、今回の法規自体、エンフオースメントの強制力、あるいは罰金といふ点では、そんなに大きなものはないかと思います。

それと、もう一点、先ほどの同意のとり方といふところなんですが、これはプラットフォーム事業者だけではないとは思ふんですが、一般的に言いますと、やはり透明性確保、どういった状況であります。

ただ、先ほど御紹介いただいた共同規制といふスキームでいうと、エンフオースメントだけでは

だけの話ではなく、アブリ環境全体ということでは、財政的な支援も含めた政府の支援と、あとは法律との連携といったものをぜひ法の運用の中で実現していただきたいというふうに思つております。

〔鈴木(淳)委員長代理退席、委員長着席〕

○石川(昭)委員 時間が参りましたので以上で終わりますが、これから魂を入れていく段階に入っていますので、どうぞこれからも御協力をいたければ幸いです。

○富田委員長 次に、鰐淵洋子君。

○鰐淵委員 公明党的鰐淵洋子でございます。

四人の参考人の皆様、本日は大変にお忙しい中、またコロナウイルス感染症拡大が広がる中、本当に大変な中、わざわざ国会までお越しいただきました。本当にありがとうございます。そしてまた、貴重な御意見も賜りました。心から感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

四人の参考人の皆様、本日は大変にお忙しい中、またコロナウイルス感染症拡大が広がる中、本当に大変な中、わざわざ国会までお越しいただきました。本当にありがとうございます。そしてまた、貴重な御意見も賜りました。心から感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思ひます。ちょっと大きな全体像の話になりますけれども。

先ほど大橋参考人の方からもございました、デジタルプラットフォームは、技術によるイノベーションを起こしまして、中小企業やベンチャー企業にとって大きなビジネスチャンスを生み出し、また、国民の生活の利便性を飛躍的に向上させるなど、私も社会で大きな役割を果たすようになってきました。したがって、規制をかけるにしても、イノベーションと利益保護のバランスをとりつつ、デジタルプラットフォームの健全な発展を促すことが必要と考えております。

しかし一方で、これも先ほどお話をありました、政府が行つた調査の結果、不透明な取引実態が明らかとなつております。大橋参考人からもありましたが、それに声を上げることができない、そういった実態があるということをお話しし

ていただきましたし、そういうふた報告もございました。

アブリ開発事業者やコンテンツ事業者の立場から見まして、どのような点にデジタルプラット

フォームを利用するメリットがあり、本法案によってどのようにデジタルプラットフォーム事業者との共存共栄が期待できるかなどを改め

てお伺いしたいと思います。

○大橋参考人 ありがとうございます。

こういった現状を踏まえまして、本法案が適切な規制となつてあるのかということで、改めて御見解をお伺いしたいと思います。

ただし、今回、デジタルプラットフォームでいろいろな声を政府の中でも拾つていただいて、そ

れをお伺いする中で、やはり交渉力の格差というの

のは非常に大きいと

この交渉力の格差が何に基づいているのかといふと、幾つか要素はあると思いますが、一つ、やはり大きいのは情報の格差であろう。プラットフォームにいろいろな情報が蓄積されるけれども、取引事業者に関しては何の情報も残らないといふふうな中で、じゃ、どうやって対等な取引関係を保つのかということは、通常の民民の取引関係の中では極めて難しいのではないか。

そうすると、やはり一定程度、何らかの形で、デジタルプラットフォームの事業者と、あと、そこを使つて、主に中小企業、中小規模を中心とした事業者との間の仲立ちをしてあげる人が必要で、それは中立的な主体である必要がある。それが、今回、政府であつて、この法律案の核となつてているところだと思ひます。

そういう意味でいうと、私は、今回、この法律案に非常に期待しているのは、こうしたものが非常にうまく働くといいなという意味で、一つの、これはやつてみないとわからないところではあると思いますけれども、非常に期待をしているス

キームでございます。

ありがとうございました。

○鰐淵委員 ありがとうございました。

具体的に教えていただきまして、ありがとうございました。

続きまして、岸原参考人にお伺いしたいと思ひ

ました。

○大橋参考人 ありがとうございます。

モニタリングのレビューというのは、これは必ずしも政府が何らかの規制をするというものでもなく、また、出てきた、開示された情報に、あるいは自主的な行動規範みたいなものが出てくるときに、それをマルかバツかというふうな感じの評価をするという話ではないのではないかといふふうに思います。そういう形ではなくて、その開示されることによって、広く、多くのユーチャーにつながることができるというのが一番大きなメリットになります。

それと、スマートフォンになりました大きく広がったのが、グローバル化が非常に簡単にできる。これまでモード等の時代においては、それぞの国によって、通信事業者と交渉した上で、しかもその国の仕様に合わせたコンテンツの作成、それとビジネスモデルの構築といったものが必要だったんですが、このデジタルプラットフォーム、特にグローバルのOSの上でのアプリストアといったものにおいては、同じモデル、同じ仕様で全世界の方にビジネスができるといったことが非常なメリットになつています。

そういう意味で、個社ごとにアブリによつてサービスをするよりは、ユーザーに対しての市場の広がり、それと、コンテンツをつくるまでの効率化、高度化というものが実現できるというものが、非常に大きなメリットではないかなというふうに思います。

○鰐淵委員 ありがとうございました。

続きまして、大橋参考人と岸原参考人にお伺いしたいと思います。

本法案ではモニタリングレビューがございます。けれども、デジタルプラットフォームのイノベーションや各利用者の保護といったバランスの観点からどのように評価をされているのか、お伺いをしたいと思います。

あわせまして、今後運用するに当たつて重要な

点につきまして、改めてお伺いをしたいと思います。

アブリ開発事業者やコンテンツ事業者の立場から見まして、どのような点にデジタルプラット

フォームを利用するメリットがあり、本法案によってどのようにデジタルプラットフォーム事業者との共存共栄が期待できるかなどを改め

てお伺いしたいと思います。

○岸原参考人 ありがとうございます。

アブリ開発事業者やコンテンツ事業者の立場から見まして、どのような点にデジタルプラット

フォームを利用するメリットがあり、本法案によってどのようにデジタルプラットフォーム事業者との共存共栄が期待できるかなどを改め

てお伺いしたいと思います。

○岸原参考人 ありがとうございます。

アブリ開発事業者やコンテンツ事業者の立場から見まして、どのような点にデジタルプラット

フォームを利用するメリットがあり、本法案によってどのようにデジタルプラットフォーム事業者との共存共栄が期待できるかなどを改め

構造ができるところとかと思いますが、モニタリングレビューにおきましては、当然のことながら、アプリ事業者とアーリストア事業者間の交渉なりというところもありますが、このモニタリングレビューにおいては、広く一般に公開されていくというふうに理解しておりますので、それによつて、当事者だけではなく、日本社会全体、例えば事業者以外の、今回いらっしゃっている学識経験者の方たちとか、有識者の方たちとか、あるいは一般ユーザーであつたりといったものの批判なり意見が、それによつて盛り込むことができることによって、日本社会でのコモンセンス、こういったストアはこうあるべきですよといったものがつくられていくのではないかなどというふうに思います。

く必要というのがある。
そのようなときに、今回は、主としてはビジネスユーチャーの保護といったようなところに一つは大きな力点が当たられているところとは存じますけれども、まさしくそのあり方といったようなもの、我々一人一人の消費者に対して非常に大きな影響を与えるところでございます。
それに比べまして、今回の法案の中ですと、一般利用者に対する情報の開示というふうにいったようなことがこの四条の中に規定されていると理解しております。その中には、検索の結果の順位づけの方法でございますとか、まさに非常に我々の消費生活に影響を与える事項というのが含まれる。
そのようなことに関して、まさにモニタリング

すと思ひますのは、やはり、いわゆる研究者ですかとか学識経験者等が、そういうた声を、あるいは理論化する、あるいはそういうたものをしっかりと強化していくといったような役割も、非常に重要な役割を果たしている。

やはり、さまざまセクターの中でも、一般利用者というのは声が大きいセクターではございませんから、その辺をどのように強化していくのかというふうにいったよなことは、やはりさまざまな手段、方法を考えていく意味があるのでないかといふうに理解しております。

○鶴淵委員 ありがとうございました。
もう一度、生員参考人にお伺いしたいと思いま
す。

先ほどの生員参考人のお話の中にもE.Uの事例
の紹介がありました。デジタルプラットフォーム

ありますとか、あるいは一般消費者の方々も含ま
れるところだというふうには思うのですけれど
も、そういった方がしっかりとこの領域の実態とい
うものに目を向けていただく、そしてよい取組を
行つていくのはどこかということをちゃんと評価
して、そういうところを使つていく、そういうた
ような取組というものが一つは非常に重要なところ
なのかななどいうふうに理解しております。
それから、もう一つの観点といたしましては、
やはりこの自主的な対応というふうにいったよ
うことというものの中ですと、まさに目的、そし
て原則、我が国にどういう実態があつて、そして
彼らは技術的、ビジネス的にどのような取組を行
うことができるのか、そのコミュニケーションの
回路というものをしつかりつくつしていくことがや
り何よりも重要であります。

いつた関係者が広がつてることによって、これから日本全体で、プラットフォームのあるべき姿、先ほど公正性といった議論がありました。公正性とは何かといったこともどんどん醸成され、高度化して、よりお互いに共存共栄できるような体制というものが実現できるのではないかなというふうに思っています。

○鶴淵委員 ありがとうございました。

モニタリングレビューについて、生貝参考人にちよつとお伺いをしたいと思います。

今もそれぞれお話をいただきました。また、私自身も、このデジタルプラットフォームと、それを利用する中小企業と、また消費者などのステークホルダーにも参加していくべきことが必要ではないかと思つております。その点について御見解をお伺いしたいと思います。

あわせまして、海外の例も踏まえまして、このステークホルダー、参加をどのように募つているのか、そういった例がありましたらあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○生貝参考人 御質問ありがとうございます。

まさしく多様なステークホルダーが、社会のインフラたるプラットフォームのつくり出すルート

レビュー、先ほど大橋先生からもございましたとおり、基本的にベストプラクティスを共有していくことに力点があると認識しているところではありますのですけれども、例えば、その開示の内容が余りにも漠然としていたりでござりますとか、そういう場合には、もつとこういつたようなこともあります。ちゃんと説明してほしいというふうにいつたようなことをしっかりと一般利用者の側からも伝えていく、そのことはしっかりと担保していく必要性というものが非常にあるのではないかというふうに思っています。

そして、二点目の御質問をいたしまして、海外のステークホルダーの募り方というところでございますけれども、特に、やはり消費者団体の方々でありますとか、あるいは場合によつてはユナイテッドの方でありますとか、まさにそいつた関係するステークホルダーの声をセクターごとにしつかり聞いていくという仕組みをさまざまなかたちで実現しているところだというふうに思います。

そのような中で、やはり消費者の観点というものの、消費者団体というふうにいつたようなところの役割というのも非常に重要な点でございます一方で、もう一つ、海外の消費者団体等を見ておりま

ム事業者に自主的な取組規制があるということでお話ををしていただきました。

我が国におきまして、海外のデジタルプラットフォーム事業者も含めて、積極的に自主的な透明性、公正性の向上に努めてもらうためには、改めてどのようなことが重要か、ポイントをもう一度詳しく教えていただきたいと思います。

○生貝参考人 ありがとうございます。

一つ、まさにこの共同規制の枠組みの中で自主的な施策とそういうものをいかに進めていくかということに関しては、やはり一つは、先ほど申し上げましたとおり、モニタリングによる評価というものの、果たして目的が達成されているのか、若しくは、ある意味では立法が委任したこの法の目的というものが、しつかりその委任を受けた者によって達成されていけるのかということをしつかり見るということが極めて重要ではあるうかというふうに思います。

それに加えて二つほど申し上げますと、一つはやはり、こういった自主的な取組というのは、社会からのレビュー・リポート等というものが非常に大きな影響を持つものでございます。でありますから、やはり、広く社会、これはまさにメディアで

自主的に取り組んでいただいても、それが違つた方向に行つてしまつてはまさしく意味がない。が、自主的に取り組むと、社会にとって価値があるのか、そのことどいうのをしつかりプラットフォーマーの方々にも伝えていく、それは恐らく、例えば、日本の事業者様はもちろん、海外の事業者様も日本に支社というものをお持ちでいらっしゃいますし、また、もちろん、本当の意思決定を行つている比重というのは、当然本社の方々の御意向というところも大きいでしようから、そういうたどころとのやりとりというものをしっかりとぶやしていく、このことが非常に重要なふうに理解しております。

以上です。

○鶴淵委員 ありがとうございました。

最後になるかと思いますが、今回の法案と直接の、この保護対象にはならないんですけれども、消費者の観点も重要なと思つております。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、マスクの転売も一つの大きな問題となりました。こういった、必要な人に必要なものが行き渡るような環境を整備していく上で、消費者を守る、そういつた取組も重要なになってくるかと思いま

C

ますが、そういう点につきまして、今回の法案とは直接は関係ないんですけれども、御意見がございましたら、それぞれ少し、一言ずつになると想いますが、御意見を四人の皆様に頂戴したいと思います。

○川上参考人 ありがとうございます。

消費者を守る取組と言われましても、どうなんでしょうね。やはりこの法案の目的、透明化といふところとかかわってくるのかなと思います。透明性と公正性を確保してということからいくと、透明性という中でそういう消費生活を毀損するような取引行為というのが自然とは正されていくことにつながるのかもしれませんし、透明性というところの確保が、そういう点からも重要なのかなという気はします。

まさに、消費者保護というのは本法案の主たる目的ではないところでござりますけれども、やはり、プラットフォーマーにかかる法、規律といふのは、非常にさまざまな法領域というものが横断的にかかるところでございます。先ほどのお話をございました労働者の保護でございますとか、場合によっては私的財産の保護といふうについたようなこと。

恐らく 透明性 公正性というのになると、結果的に非常に多くの取組の基盤になる部分でも、これは事実上あろうかというふうに思います。本法案の中でも、ほかのプラットフォーマー関係の規律との兼ね合いというところも条文上含まれていたところかというふうに存じますけれども、それらの間での調整と、それからベストプラクティスの共有、そして、場合によつては相乗効果が得られるようなところはどういうところなのか、そういうことを含めた考え方をしていくことで、まさに消費者保護を含めた領域との関係性というものが見出せてくる部分も多いかというふうに理解しております。

○岸原参考人 すくいい御質問をいただいたと
いうふうに思つております。

これまで、消費者問題といいますか、消費者の課題を解決する上で、アプリ事業者とアリストア事業者の責任分界ということが一つの課題になつてはいる部分があります。そういった点で、消費者にとつては同じように見えていても、事業者からすると役割分担が違う。今回の、透明化あるいは公正化、公正性ということを確保することによつて、より消費者にも、アリストアとアリストア事業者の関係とか、こういったものがわかりやすくなつてくるのではないかなど。それによつて、消費者問題を解決する上で、それぞれのプレイヤーが何をやらなければいけないかといったこともより明確になつてくるのではないかなどというふうに思いますので、これはちょっと派生的になるかもしれません、そういうふうに派生的に消費者問題を解決するのではなくかなというふうに思つていいかもしませんが、そこには派生的であります。

○大橋参考人 御質問ありがとうございます。
二点申し上げます。

まず一点、マスクの事例につながるもので、されども、プラットフォームというのは、あるいはプラットフォームの事業者は、一般的に媒介者であるから何の責任もないんだというふうな議論もある時期なされたかと思いますが、実際に取引されているものの自体の知識があるのもプラットフォームの事業者であることは間違ひなくて、そうした人たちが、取引されている商品について、一定程度、品質なり、あるいは取引の条件なりをしっかりと見ていく。それで、何か違法な売り方をしている者に対しては排除していくというふうな社会的責任というのもきちっと、媒介者であるにはあるんですねけれども、考えていく必要というのはあるんじゃないかというふうな論点が一つあるんだと思います。

もう一つは、本法案において消費者は余り目立つた役割はしていないですが、将来的には消費者も、保護法益というか、保護される主体として入ってきてもいいのではないかというふうな感じもしております。

当然、取引するのは、事業性がある人たちを今回検討していますけれども、実際には、消費者が取引しているケースというのも、プラットフォームを使われているケースも非常にあるわけで、これらは、アリストア、オンラインモールにとどまっている限りにおいては事業者かもしれませんが、今後、いろいろ網を広げていく中においては、消費者というのも当然網にかかつてくるのではないかというふうな感じはしております。ありがとうございます。

○富田委員長 大変にありがとうございました。

○落合委員 立憲民主党の落合貴之でございま
す。

私も、何年か前から、このデジタルプラット

あるいはいかなければならぬ大きな一つの分野であるというふうに考えております。

これはまず立法の第一歩なわけですけれども、先ほど川上先生から、今回の法案の足りない部分をわかりやすく説明いただきました。これは三年後に見直し規定もありますので、一つの検討課題であると思います。

先ほど川上先生からは伺いましたので、大橋先生、岸原先生、生貝先生から伺えればと思うんですが、座長である大橋先生に聞くのもあれでしきれども、お三方から、今回の法案の評価をしない点、それから、三年後、見直しが恐らく行われるでしょうから、見直しのポイントはどこなのかということについて、お三方から伺えればと思います。

フォーマーの問題、経産委員会ほかで取り上げさせていただいてまいりました。やつと法律が、まず第一歩、できると。中身はともかく、できるこということは大変大きな前進だと思います。

デジタルプラットフォーマーの問題は、市場そのものを一企業がつくれてしまふということが大きな問題であると思います。これは、経済的にも、神の見えざる手が市場にはあるというふうに言っていたのは、多様なプレイヤーがいるからこそ神の見えざる手が働いていたわけですけれども、プラットフォーマーの問題は、一企業が見えざる手を使うことができてしまう、恣意的に使うことができてしまう、こういった点で今までにかつた大きな問題が幾つか出てきていると思います。

それから、もう一つ問題なのは、その企業が國家の単位よりも大きい企業が幾つかできている。なので、政治の力でも改善ができない。国際的な話合いも行わなければならぬのですし、政治の力も及ばないようなところで企業がどんどんどんどん成長してしまっている、マーケットができていつてしまつていてるというようなことで、これから経済分野では政治が問題解決に向けて力を

あるといふうに考えております。

これはまず立法の第一歩なわけですけれども、先ほど川上先生から、今回の法案の足りない部分をわかりやすく説明いただきました。これは三年後に見直し規定もありますので、一つの検討課題であると思います。

先ほど川上先生からは伺いましたので、大橋先生、岸原先生、生貝先生から伺えればと思うんですが、座長である大橋先生に聞くのもあれですけれども、お三方から、今回の法案の評価をしない点、それから、三年後、見直しが恐らく行われるでしょうから、見直しのポイントはどこなのかということについて、お三方から伺えればと思います。

○大橋参考人 御質問ありがとうございます。

冒頭でおっしゃられた今回の法案の背景にあるその二つの点はまさに私も賛同するところでございまして、それだからこそ、今回、こうした形での、新しい本法律というものをつくらなきやいけないということのこと、まさに背景になつてているんだと思います。

評価しない点があるかというところでございますけれども、先ほど申し上げた点の裏腹になつちゃいますけれども、デジタルプラットフォームという事業自体を取り上げると、御質問もあつたように、オンラインモールあるいはアプリだけではない世界が実は物すごく広がつちやつていて、ころもあるので、そういう意味でいうと、そういうところに対して、多分早急に手を打たなきやいけない事態も生じていいんじゃないかなと。特に労働関係のお話もありましたけれども、そういうところというのは、実は急を要している事態も多分進行していると思いますして、この法律のいいところがそういうところにもきちんと及ぶような姿に早くねばならないなどといふうに願っています。

ありがとうございました。

○岸原参考人 今回の法案自体、共同規制スキームという形でできているといふうに思つております。

ますが、先ほど陳述させていたいたいた民間との連携あるいは政府の支援といったものについては、連携の実際の運用面で業界団体としてはやつておられます。

これは、実際の運用面で業界団体としてはやつておられますので、そこら辺は運用面でもぜひ連携をしていただきたいんですが、民間団体には工場オースメントというのがありませんので、最終的には、やはり政府のエンフォースメントと安定性といったものと、民間の自主的な柔軟性と、あるいはインセンティブ的なものといったものが法律の制度としてきちんと法律上に明記されるというのが理想ではないかななどいろいろ思っています。

○生員参考人 ありがとうございます。

まず一点目の、ただいま岸原様からございました、民間の位置づけ、役割というものは、私自身も共同規制の枠組みの中で極めて重要なことだとうふうに考えており、そういうことに關して、特に政令でござりますとか指針でござりますとか、やはりそういうふうに思っています。

それから、評価しない点というのは、強いて申し上げるのであれば、当然ながら、これが、デジタルプラットフォームが生み出す透明性、公正性等にかかる全ての問題を解決する道具ではない。むしろ、やはり当然、その市場の運営者であれば、こういった情報はしっかりと透明に出していくべきだといつたような種のベースライン立法といふうにいつたような側面とあるものもあるかと

いうふうに思います。

そのようなときに、例えば、まさに労働環境の保護というふうにいつたようなところを、一つは、この法案をしっかりと、モニタリングレポートを回していく中で、御説明の中でも申し上げましたとおり、まさに不十分な、問題が解決されないのであれば、追加的なアクションをとる必要があるということ。

その追加的なアクションというのは、例えば、三年後見直しで、この法律自体の改正というのも含まれましようし、あるいは、政省令による、政令による範囲の拡大等も含まれましようし、あるいは、まさに労働の分野に特化したような立法というふうにいつたようなことを、これはやはり選択肢として、この法案ができた後もしっかりと考えていくところだというふうに思います。

まさに、あくまで、補完法、この法案のカバー範囲、そしてその他の個別の立法によつて対応すべきところというものをこれからいかにモニタリングの中でも明らかにしていかかというものが一つ大きな課題かというふうに感じております。

○落合委員 川上先生に伺えればと思ひます。

今、お三方の先生からも労働について言及がございました。これは、具体的にどのよう立法していくべきと考えるかということが一点目。

もう一つが、このデジタルプラットフォームにとどまらず、ちょっと大きな枠組みなんですが、それでも、そもそもフリーランスが今三百万人を超えていくべきと考えるかということが二点目。

会社の仕事をやっているのに、従業員だった方がフリーランスになつて業務を請け負つている方々の問題を扱つていたときもそうなんですが、労働者じやなくて経営者なのに、労働問題と同じようなことが起つていて、いうような問題もさまざま

味で規定して、同じような、保護する法律をつくつておこうということが努力されているわけですか。

すけれども、そちらの大枠の部分も、どういう法律をつくるしていくべきかということも伺えればと思います。二点ですね、お願ひします。

○川上参考人 どうもありがとうございます。

おりまして、現在、政府の方では、例えばシェアリングエコノミーという呼び方をしたりとかしてありますし、今回のこのデジタルプラットフォームというのも当然それを指しているだけですけれども、たしかJPモルガンだったかどこかの白書では、そういうプラットフォームをキャピタル

プラットフォームにおいて、労働、労務ですね、が取引されるプラットフォームがふえてきておりまして、現在、政府の方では、例えはシェア

リングエコノミーという呼び方をしたりとかしてありますし、今回のこのデジタルプラットフォームというのも当然それを指しているだけですけれども、たしかJPモルガンだったかどこかの白書

では、そういうプラットフォームをキャピタル

プラットフォームとレバーブラットフォームと

分けて考えるべきだというふうにして分析されております。キャピタルプラットフォームの典型と

しては、物の取引をするエアビー・アンド・ビーが典

型とされていたら、レバーブラットフォームの典型としては、ウーバーが取り上げられておりま

す。

・プラットフォームにおいて、労働を提供して、マッチングして、それで、プラットフォームは、

そこから手数料という形で利益を上げるというこ

とになりますので、プラットフォームを提供し

て、市場において取引がされているので、やはり

デジタルプラットフォームということで、この法

律の適用対象になるのは明らかだというふうに考

えます。

そのときにどういったアプローチが必要なのか

という話ですが、例えば、去年の十一月二十日に

は、ウーバーが、ウーバーレイツの報酬、当時、一キロ百五十円でした、距離の報酬が。これを千

二月から、突然、一キロ六十円とすると。九十円の大幅なカット。六割、突然、メール一本で、来月からこれだけになりますと。

そういう突然の報酬の大幅な引下げというの

は、例えは労働契約法が適用されるということに

なれば当然認められないわけで、労働契約法の八

条で合意のない契約変更は許されおりませんの

で、当然、その契約というのは、当事者の合意のことを契約と呼ぶわけですね。合意があるから契約による拘束力が認められるのが私的自治の原則であり、契約自由の原則。これを支えるのは当事者の合意ですよね。一方的に来月から六割カットされなかなか難しい。

そういった側面から民法が改正され、五百四十

三条の二に、約款規制、これが入ったわけ。そ

うすると、この特定デジタルプラットフォームの法案の中にも、例えは改正民法五百四十八条の二

を、当然これが適用になるんだということを明記するとか、約款、規約、契約の合理性を求める条

項を入れることで、労務提供型のプラットフォ

ムの利用者も保護できるし、それから事業者の方たちも保護できるというふうに思います。

これを、団体交渉を助成することで、例えは協同組合とかユニオン、これを助成して、団体交渉を守つて、対等な交渉を実現して、交渉力格差を埋めていくということも、これも必要、非常に重

要で有効なアプローチなんですけれども、ここに任せっきりにするのではなく、契約の合理性を求めることがで、その契約の合理性の追求からも、公

正性の実現というのを行われるべきだと思います。

労務提供系の今のお話に特化して言うと、ここ

は事業者の方と少し違つて、例えは配達をする労務を提供して、プラットフォームから取引をする

いう形になつてくると、これは事業者としての個別性が非常に薄い、皆さんやつてることが大体

同じ、配達という労務ですから。その人たちがまとめて団体交渉をしてといふことは、事業者

のばらばらの、例えは楽天にお店を出しているい

ろいろなビジネスをやつている方たちが集まつて、一つの協約、団体協約を求めるということよ

りも、もつと合理性があることだとと思うんですね。

だから、労務提供型のプラットフォームにおい

では、そのプラットフォーマーに団体交渉権はないんだ、団体交渉権を定める、それから、労務提供型プラットフォームのプラットフォーマーには団体交渉権を保障する。彼らは労働組合法上の労働者じやないんだから、団体交渉権はないんだ、団体交渉に応じる必要はないんだという、そういうふたつを言ひ分をプラットフォーマーに認めないような立法的解決が必要なんぢやないかと思います。

例えば、フリーランス等がふえていく中、名ばかり個人事業主の問題であるとか、それは、名ばかり個人事業主の問題ということになると、事業者が強ければ独占禁止法で解決する問題でありますし、本当に名ばかりで、事業主性が低い場合であれば、これは労基法と労働契約法だつたり、労働組合法のエンフォースメントの問題になってしまいます。

今問題になつてくるのは、このプラットフォームで労務を提供して働いている人たち、この人たちちは、労基法上の労働者でも労働契約法の労働者でもない、何も守られるものがない。事故に遭えれば労災も出ない、一方的に契約、アプリのアカウントの利用を停止され、仕事ができなくなれば、失業保険もない。

一切の法律がないので、じや労基法を一遍に適用すればいいのかというと、それも今までの労働市場とはなかなか違うんぢやないかという議論でもこれから始まってしまう。そうであれば、プラットフォームワーカー保護法、プラットフォームで労務を提供している人たちは、プラットフォームワーカーとしてこれだけの権利と、保護をしましよう。

例えば事故に遭つたときには、それは労災の対象にして、一方的に彼らにだけ、彼らの肩にだけコストを押しつけるんぢやなくて、社会全体で支えていきましょうとか、そういうふたつが、プラットフォームワーカー保護法の創設といふのも、非常に現場からは求められていると思います。

以上になります。どうもありがとうございます。

○落合委員 次に、これもこの法律にかかるんではけれども、この法律の外側なんですけれども、大橋先生と岸原先生に伺えればと思います。

本来の予定であると、二〇二〇年中に、各国が協調してデジタル課税のあり方を合意する予定でございます。今、世界的にこういう状況なのでどうなるかわかりませんが、これは大変重要な問題であると思います。

それについて、お二方それぞれ、どうお考えか、お聞かせいただければと思います。

○大橋参考人 ありがとうございます。

デジタル課税の話は、先ほど、事業者が国家を超えるというふうな、冒頭でお話があつたところの根本にかかわる部分。それで、国家の一つの機能というものは課税権であるわけで、そこの部分が事業者によって侵されるということについての問題意識は私も非常に強く持っております。これは、一国で解決できる問題ではないという点で、各國が協調して取り組む必要がある一つの事例だと思います。

今回の法律案に引き寄せて考えてみると、この話も、実のところ、一国だけの話では恐くないんだろうというふうに思います。当然、我が国の事業者を見ているわけでありますけれども、他方で、プラットフォーム、海外で主に展開しているプラットフォームは特に顕著だと思いますけれども、こうした事業者というのは、我が国も見えていますが、ほかの国も見ているわけで、そういう事業者に対しては、やはり我が国からの視点に加えて、海外の競争当局なりあるいは行政当局なりの間の連携なりあるいは情報交換というのも非常に重要な点だと思います。

そういう意味で、そういう課税のあるなしにかかわらず、プラットフォームの事業者に対してもは、やはり国際連携というところは一つ大きな軸として据えていかなければならぬ点だろうとうふうに思っております。

○岸原参考人 非常に重要なボイントかと思います。

○落合委員 貴重なお話をありがとうございます。

○福田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党的笠井亮です。

きょうは、大橋参考人、岸原参考人、生貝参考人、そして川上参考人、こうしたコロナ感染が広がる中、またお忙しい中、貴重な御意見ありがとうございました。

早速質問に入らせていただきます。

本法案は、国内外の巨大ＩＴ企業に対しても取引の透明化と国への定期報告を初めて義務づけるという、ある意味新法であります。同時に、この踏み込んだ規制というのを行っていく上で幾つか問題点もあると感じております。その一つが、巨大なプラットフォーマーと中小企業との関係であります。

四人の参考人の方々に一言ずつ伺いたいと思っていますんですけれども、本法案の検討段階で、先ほどもありましたが、昨年末の十二月十七日の内閣官房のデジタル市場競争会議の会合までは、政府自身もそうだと思いますが、プラットフォーマーに対して四つの禁止事項ということことで、競合商品の拒絶、そして自社サービスの利用強制、あるいは自社商品を有利に表示、それから一方的な不利益変更ということが禁止事項として示されておりました。ところが、国会に提出された法案からはこれが削除されている。

先ほどのやりとりの中で大橋参考人がコメントもされておりましたが、そういう中でこういう形で削除することになりましたが、これで巨大なプラットフォーマーから中小企業を守ることができるんだろうか、この点についていかがかといふことと、あと、お三方、大橋参考人以外の方々にも、それぞれのお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大橋参考人 御質問ありがとうございます。

おっしゃられるように、規模の大きなデジタルプラットフォームの事業者と中小企業との関係を

いかに正常化した形に持つていいのかというのが本法案の一つの大きな目玉だ、目的だというふうに考えております。

そうした中で、禁止的行為の取扱いについても、当然、重要な御指摘だと理解しています。他方で、禁止すべき行為がその四つの類型におさまるのかというところもまたこれはよくわからないところでございまして、ある意味、プラットフォームの行為 자체の外形的な要件で縛るところが本当にいいのか、外形的に縛ればそれ以外のことはオーケーだという話になりかねないというところもあるんだと思うんですね。

そういう意味でいうと、もう少し、禁止行為の類型を考えるにしても、彼らの行動原理というものを当然理解して初めて、その禁止行為がどういう意図で行われているのかということはつきりしてくるというところなんだと思います。イノベーションの角を当然矯めては意味がないことになりますので、イノベーションの大変などころを残しながらいかにそれの影の部分というものを薄めていくのかというのが本法案の目的なんかなと思っていまして、そういう意味でいうと、早く、具体的な禁止行為というところまで、競争政策的な観点も含めて我々の方が知見を蓄えていかないといけないんじゃないかというふうに考えております。

○岸原参考人 禁止行為、不当条項のところなんですが、MCFでは意見書で、これまで、ぜひ進めるべきだと意見をずっと出してきておりまします。これは、観点としましては、この透明化法自体のエンフォースメントを高めるという点では非常に重要ではないかなというふうに思っています。

ただ一方で、先ほど、大橋先生を始めとして皆様方から話があるように、イノベーションを阻害してはいけないというふうに思つております。その上では、形式上該当する場合でも公正なものというのは当然出てきたりと、実態に応じた法の適用というものが必要だということは理解をしております。

おりました。

これはアプローチの違いかと思いますが、禁止行為を定めた上でそういう線引きを法運用の中でつくっていくというのと、今おつしやっているように、まずは実態をきちんと把握した上で必要な禁止行為を定めていくということで、今回は後者の手法をとられたのではないかなどいうふうに思っております。

そういった点で、後者の手法をとるのであれば、早急に実態を把握した上で、法律のエンフォースメントを高めるために、必要な禁止行為の策定といったものを、三年を待たずにぜひ進めていただく方がいいのではないかなどいうふうに思っています。

○生貝参考人 ありがとうございます。

やはり、現時点ですと、どのような行為を対象とするかというところも含めて極めて難しい判断が求められるところ、さつき申し上げましたとおり、個のモニタリングレビューを通じて、必要な問題が解決されているのか、そして問題はどこにあるのかということを継続的に発見しながら、常に追加的な手立てが必要なのかどうかということを検討し続けることが必要であろうというふうに思っています。

ありがとうございます。

○川上参考人 ありがとうございます。

この点については、私も冒頭申し上げたように、私のレジュメの二ページ裏面に書いてあるとおり、不当行為禁止規定が不存在であるということになると、なかなか中小企業の方から見てみると、法案の懸念事項と楽天ユニオンの提案という形で取りまとめをされていると承知しております。

そこで、今ちょうどお触れになつたことでもあるわけですが、国内最大手の楽天がオンラインモールに出店する中小企業に送料の負担を押しつけるということで、公正取引委員会の立入検査を受けてもなお実施を強行するということが大きな問題になつてゐるわけですが、楽天ユニオンが、法案の懸念事項と楽天ユニオンの提案という形でユニオンの顧問弁護士としても参考人は仕事をされているということですが、当事者とともにこの問題でプラットフォーマーに関する問題に取り組んでいるお立場から、改めてなんですかけれども、今も触れられましたけれども、この法案の問題点ということについてお述べになりたいことがあつたらお願ひしたいと思います。

された楽天の送料の問題についても、公正取引委員会に措置請求を行い、公正取引委員会で動き出

して、緊急停止命令の申立てをして、そこまでいつても、会社の方はなかなか、三千九百八十円以上は送料は店舗が負担しないといけないという一方的な規約変更について、改める姿勢はなかつたわけですね。

結局、そのような、契約法理に照らして、当事者の合意がそこにあるということがおよそ想定できないような契約の一方的変更についてはやはり認められないんだということが、このデジタルプラットフォームの透明性と公正性の向上に関する法律に、このような目的の法律には盛り込まれる必要があるというふうに考えております。

以上です。

○笠井委員 ありがとうございます。

四人の参考人の方々それぞれの立場からの、この一方的変更が合理的な範囲内であれば、ここまで皆さんが苦しんでいるんだという声を、例えば弁護士だつたりいろいろな相談のところに持つてくるということはないと思うんですね。変更があつても、それが合理的なものであれば当事者の意思の合致というのはそこに認められるはずなわけで、合理性がないからそこに当事者の意思の合致がなく、一方的に苦しめられている、皆さんはそういう実態にあるわけですね。その点について、やはり今申し上げた契約の合理性を担保する提案も大いに共感するところが私もあります。

そこで、今ちょうどお触れになつたことでもあります。

そこでは、じや、今度は川上参考人に伺いたいんですけれども、先ほどの御指摘も伺つて、そして提起も大いに共感するところが私もあります。

そこで、今ちょうどお触れになつたことでもあります。そこで、例えはもう一つでは、私のレジュメの二枚目で書いた、一つのプラットフォームが市場であるとか国家のような一つの社会を築いている中で、やはり、そこで处罚をするというような規定が必要だ、そこを求めていくことも必要です。

それから、例えはもう一つでは、私のレジュメの二枚目で書いた、一つのプラットフォームが市場であるとか国家のような一つの社会を築いている中で、やはり、そこで处罚をするというようなペナルティー制度があるのであれば、それは公正なものでなければ許されない。

公正是なものでなければ許されないということで、例えは、翻つて労使関係の方を見てみると、当然企業には懲戒規定があるわけですから、一方的な懲戒というのは許されませんし、当然懲戒の手続には厳しい手續規定が設けられていて、適正手続による公正な懲戒、处罚というのが担保されているわけですが、それが例えはペナルティ制度、罰金制度、アプリの審査制度、ここについて、一切その公正性を担保するものがない

○川上参考人 どうありがとうございます。

楽天ユニオン、楽天の出店者さんだけではなくて、このプラットフォームでいろいろなビジネスをしているベンチャーやの人たち、労務を提供している人たち、それからもちろん楽天の出店者さんたち、皆さん共通して一番言つているのは、やはり契約の一方的な変更に相当困つてゐるというこ

というのが非常に大きな問題だと思います。この点については、やはり行政の監視が必要なんじやないか。

例えば、労働法でいえば、労働委員会があつて、不当労働行為については労働委員会が裁定を下すわけですけれども、そういう制度が必要かもしれませんし、とにかく、この恣意的制度、公正性を担保する何らかのルールづくりが非常に今求められているんだと思います。

○笠井委員 もう一問、川上参考人に伺いたいんです。が、いわゆる労働の問題、特にその中でもフリーランスの権利保護に踏み込んでいないという問題があると思うんです。

私は、去る二月四日に衆議院予算委員会で、ウーバーイーツの配達員の皆さんのお話も伺いながらそのことも取り上げて、労災保険もない、それから最低賃金もない、団体交渉権もないということです。権利ゼロの働き方になつていて、この問題を取り上げて、プラットフォーマーが仲介をして単発で仕事を請け負うギグワーカーを中心として、フリーランスの権利保護を早急に具現化すべきということを求めました。その場で安倍総理も、そういう形が広がっていくことは決していいとは思っていないというふうに答弁されたので、このギグワーカーなどフリーランスの実態というのは非常に深刻なので、これは直ちに具現化すべきということを強く求めていたわけなんですけれども、その点についての参考人の御意見。

そして、それに関連してですが、もう一つは、現在の新型コロナウイルスの感染拡大の中で、ウーバーイーツの配達員を始めとして、ギグワーカーなどのフリーランスの現場では実際に問題が起こっていると伺っているんですが、どういった問題が起こっているのか、この点についても申し承知していらっしゃることがあれば伺いたいと思うんです。

その二点、いかがでしようか。

○川上参考人 ありがとうございます。

まず冒頭、補足というか、ちょっと正しい説明を申し上げたいと思うんですけれども、ウーバーイーツの配達員、プラットフォームで働く労働者は、まず労災保険がありません。それから、雇用保険もないし、当然そういった社会保障は全て、現在日本の法制度では労働基準法にひもづけられているために、労基法の適用対象外であるプラット

フォームワーカーには何の社会保障もありません。

一点違うのは、団体交渉権。これは、労働組合法上の労働者に当たるかどうかによって分けられますので、プラットフォームワーカー、例えばウーバーイーツの配達員は、団体交渉権はありません。労働組合法上の労働者であることは疑いの余地がありません。

これは、最高裁判例で、INAXメンテナンス事件、ビクター・エンジニアリング事件、新国立劇場事件、これらで全て個人事業主の労働者性といふのは認められてきておりますので、そこにおいての判断基準というのは、私のレジュメの二ページですね。ウーバーイーツユニオンと楽天ユニオングという、レジュメの二ページなので紙でいうと二枚目の紙の裏なんですけれども、一番上の行

で、労働組合法上の労働者とは、判例上、事業組織への組入れと契約の一方的決定と報酬の労務対価性が認められる者とされている。この三つの要素について認められるかどうかで、そのプラットフォームで働く労働者に団体交渉権があるのかどうかが分かれてくるわけです。

ここで一つ例に挙げられたウーバーイーツを例にすると、ウーバーイーツというフレード・リバリー事業への組入れがされている、契約も一方的に決められている、報酬は距離によって払われるの労務対価性もあるということで、労組法上の労働者性は疑いの余地がありませんので、団体交渉権は保障されています。問題は、それにもかか

りギグワーカーの保護という面で重要なのは、例えばプラットフォームワーカーでいえば、プラットフォームで労務を提供しているからというだけで労働法が、労基法が全く適用されなくなってしまうというのは、本当に事故に遭つたときに彼らの費用、社会的費用が国の負担に押しつけられて、それから被害者の負担に押しつけられてしまふという、社会全体から見ても負の側面が強いのでは、やはり早急に労災保険の適用対象とすべき、労災保険の適用対象だと何か明記するとか。それから、雇用保険もしかるべきだと思います。一方的にアブリが切られて何の失業保険もないという状態に今ありますので、社会保障関係の権利はプラットフォームワーカーに保障すべきというふうに思います。

それから、フリーランスの現場でどういう問題が起きてているかということで、例えば、私が今アドバイスをしているフリーランスとして働いている人たち、コロナの影響で例えば教室がなくなつた、全然こまを入れてくれない、働けませんと。でも、彼らの働き方をよく聞くと、やはり指揮命令下にある、教室の内容も会社の方で決めている。そうすると、労基法に照らして労基法上

の労働者性があるにもかかわらず、会社が一方的に業務委託だということを働き手に言って、だからあなたたちはフリーランスなんだと言つてはいるだけで、一言で言えば違法行為なんですね、労基法の潜脱行為なので。

そうすると、そういった偽装のフリーランスの人たちはどういう被害に遭うかというと、こうい

ます冒頭、補足というか、ちょっと正しい説明を申し上げたいと思うんですけれども、ウーバーイーツの配達員、プラットフォームで働く労働者は、まず労災保険がありません。それから、雇用保険もないし、当然そういった社会保障は全て、現在日本の法制度では労働基準法にひもづけられ

ているために、労基法の適用対象外であるプラット

フォームワーカーには何の社会保障もありません。

で、自分たちが検索をしたのがいろいろなところを利用されているという不安というか、便利といえば便利なんでしょうけれども、そういったようなことがあると思うんです。

そういう意味で、そういう店舗が上位に出て来る、あるいは検索したことによって選別をされる企業なり店舗をプラットフォーム側で決めていくというような部分というのがあるのかなというふうに思うんですけども、これは検索アルゴリズムというようなことにも関連するんでしょうが、こういったような部分を自由にしていると、競争競争とは言いながらも、同一性の中で競争がなされていくというか、プラットフォーム側で全て左右されしていくというか、文化までも何か決めつけられてしまうんじゃないかというような、そんなことも感じているんです。

こういう点に関して、どういうような規制が行われればこういったような心配がなくなるのかということをお二人にまずはお聞きしたいと思います。

○大橋参考人 御指摘ありがとうございます。今御指摘の点は、多分この法案を若干超えるお話しでありつつも、非常に重要な論点だと思います。

二点いただいたのは、例えば、プラットフォーム側で得た個人情報というものがそのままのフォームの中で自由に使われちゃっているじゃないか、それをどう考えるのかという問題。もう一つは、検索エンジンが、実は、そこで消費者なり企業なりが選んだり選ばれてそこから競争が始まると、検索エンジン 자체が恣意的に運用をされれば、その競争の土台であるところの公正公平な競争環境というものが本当に担保できているのかというふうなお話をだと思います。

そういう意味でいうと、おっしゃった点は、競争といふものをどうやって機能させるべきかという、從来我々が本來的には考える必要がなかつたつまり、神の見えざる手の世界のもとでは、競争の土台というものがある意味的な存在なの

で、それについて問う必要はなかつたわけですがれちやつているところの問題点というものを御指摘されているんだと思います。

これは、ある意味民主主義にもつながる話といふ点でいうと非常に大きな問題だと思っていて、競争当局の、あるいは研究者も含めて、非常に今頭を悩ませている重要な論点だというふうに理解しています。ただ、やはりやつていかなきゃいけないのは、我々、実態として何が起つていてのかということをちょっと理解していかないと何かといふ点で、国民の方々も実は理解をしていかないと社会全体を変える推進力にならないんだろうなとうふうな気がしています。

そういう意味で、ます、さまざま形での情報開示を通じて、情報の格差というものをとりあえず埋めていく努力をする。その情報開示が足りないのであれば、モニタリングなりレビューなりをして、それをこつちから指摘して正していくといふふうな、一見迂遠のように見えますけれども、やはりそうしたものを早急にでも積み上げていつて、おつしやられるような競争の基盤自体が実は公平なのか、公正なのかというところの論点に近づいていかなきやいけないというふうに思いました。

○川上参考人 ありがとうございます。

プラットフォームの方で情報を持つていて方をするかという点については、今、アメリカ、ヨーロッパでも非常に問題になつていて、アメリカではカリフォルニアの州法として、プラットフォームの情報の利用というのを制限するような州法の成

立に成功したという話を最近聞いたことがあります。

なので、やはり情報というのは本来消費者一人一人、市民一人一人に帰属するもので、その利用の仕方について何らかのルールをつくっていく必要というのは非常に高まっているんだろうなと思いますので、我々の日本の社会においてもそういう点でいうと非常に大きな問題だと思つていて、競争当局の、あるいは研究者も含めて、非常に今競争当局の、あるいは研究者も含めて、非常に今頭を悩ませている重要な論点だというふうに理解しています。ただ、やはりやつていかなきゃいけないのは、我々、実態として何が起つていてのかといふ点で、クレジット会社が返すか返さないかは何かといふ点で、クレジット会社が返すか返さないかはクレジット会社次第だというようなことにもなっていません。ただ、やはりやつていかなきゃいけないのは、我々、実態として何が起つていてのかといふ点で、クレジット会社が返すか返さないかはクレジット会社自身が個々にガイドラインといた法律が早急に検討される必要があるんじゃないかと思います。

それから、検索のところに関して、やはり、競争の基盤自体が実は公的要素が強くなっているの会社だつたりそういうところを上位に上げるとかそういうことは、許されてはいけないと私は思っています。なので、プラットフォームは極めてパブリックな、公的な要素が強くなっているの会社だつたりそういうところを上位に上げるとかそういうことは、許されてはいけないと私は思っています。なので、パブリックの器、公器には何が求められているのか、最低限のルールというものは国として法律として定めるしかないのかなどいうのが私の考え方です。

一方で、大橋先生がおっしゃられたように、そこはまずは透明性を高めて、情報を市民社会に出すことによって、市民社会の自浄というか、そういった作用でそこを正していくというアプローチも一つのあるべき姿だとは思うんですけども、私としては、法律としてルールを一つぱつと決めてしまふような実態に今なつてきているのかなどいうふうに思います。

○串田委員 民間とはいひながらもかなり公共性というのを高まつてきているというのは、御指摘のとおりかなと思います。

次に、岸原委員にお聞きをしたいんですが、今、返済情報なども非常に中途半端な状況の中、例えは譲渡禁止のチケット、オリンピックなんかの場合もそうなんですねけれども、そういうふうな返答をすることがあるんですね。

そういう意味で、プラットフォームの企業だけ

ではなくて、それとひもづけられているクレジット会社自身にも、透明性や公平性というか、情報開示というか、ある程度のガイドラインみたいなものをつくらないと、結局は、消費者は返金という形の中で解決してもらわなきゃいけないところを、クレジット会社自身が個々にガイドラインと何かをつくつていてたりして、消費者としては、プラットフォーム会社に幾らクレームをつけたところで、クレジット会社が返すか返さないかはクレジット会社次第だというようなことにもなっていません。ただ、やはりやつていかなきゃいけないかと思つてのようにお考えでしょうか。

○岸原参考人 済みません。今回の法案とは全然関係ないとは思つてますが、実はMCFは決済代理事業者登録制度というのを運営しております。そこで、まさしくそれを御存じで質問されているんじゃないかなと思つたぐらいに、これに関するは一時期いろいろ闘争をしていたという経緯があります。

ただ、ちょっと説明すると長くなるし、専門的なところになるんですけど、まさしく日本の消費者にとっては、クレジットカード会社が返金に応じてくれない、けしからぬ。これは非常によくわかるんですが、それを調べていくと、決済代理事業者が介在していて、実際のイシューと言われるような、クレジットカード、アクワイアラーだったかな、済みません、カード会社は海外事業者だったた、それによって返金が行われないという実は、これが何で起きているかということなんですけれども、カード会社にとって、取引が適正に行われたものは基本的には決済します、それが概略としての実際に起きていることなんです。

実は、これが何で起きているかということなんですけれども、カード会社にとって、取引が適正に行われたものは基本的には決済します、そのかわり、実際に取引が不公平に行われているものに関しては返金を行ふというのが、ちょっとしたのに関しても返金を行ふというのが、ちょっとしたのを国外から販売するとか、国内でもそうなんですが、販売した後に返金できるかどうかというのはクレジット会社の考え方第だというような返答をすることがあるんですね。

そういう意味で、プラットフォームの企業だけルールを超えて、日本の事業者は独自に日本の

ユーザーの、顧客サービスの一環として返金に応じているというが実は実態らしいんですね。

それによって今度は何が起きているかというと、例えば夜の町のいろいろなクラブとかそういったところの課金とかそういうのは苦情が結構多くて、返金、いや、そんなの飲んでいないとか、高いとか、あるいはいろいろなエステとか、そういうものに対して苦情が多いものに関しては、実は日本のクレジットカード事業者が、苦情が多いので取り扱わない業種がどんどんふえてきている。そうすると、そのクレジットカードを決済するために海外のクレジットカードのアカウントを使うために、決済代行業者というのが介在をして提供している。ここだけでいうと、実は誰も何か悪意はなく、悪くないんだけれども、最終的には、消費者にとっては不公平な取引と思うような苦情のあるようなものが返金が行われないということが今起きているという状況のようです。

これ 자체を解決していく方法としては、一つは、国際ルールの中にきちんと、消費者の苦情の中で、返金に応じてもいいというスキームを新たに日本側から提案して、その中でルールとして明記をして実現していく。ちょっとこれは時間がかかるかもしれないんですが、こういったものを、苦情の中で、これは新たにクレジットカード会社として返金に応じていんじゃないかというのをブランドの事業者含めて提案して、国際ルール化していくということが一つ取組として必要かなと。ただ、そういったのは、ほとんど日本のクレジットカード会社は多分やつてないと思うので、これをちょっと翻って今回のプラットフォームの法案とくつつけますと、まさしくグローバルビジネスの中で日本のビジネスが今行われている。これまで、日本独自のルール、顧客対応をしましょうとかいうもので日本だけで回っていたのが、グローバルなルールの中でもどう対応するかというが今回のプラットフォーマーの部分、あるいはクレジットカードの中でも問われているん

だと思うんですね。

そういう点では、日本側の事業者も国際標準化していくということを業界団体としてもやらなきやいけないんです、国としてもそれを実現していくことを後押ししていくということが、それが問題解決をするスキームではないかなというふうに思います。

○串田委員 ありがとうございます。

最終的には、キャッシュレスの形でクレジットカードというものが使われるということですのは担保できないのかなというふうに感じています。

次に、生貝委員にお聞きをしたいんですけど、個人データのポータビリティというものが我が国にはないという記載もありまして、非個人データも同じなんですか、E.U.に関してはこれについてかなり積極的に進められている。なぜ我が国はないのか。

それと、クラウドというのが非常に重要で、クラウド間で移動させるときに、ポータビリティという、データを移動させるという部分と、前のクラウドの情報は全て空にしなければいけないのかというような部分もE.U.はどういう対応をしているのかという点についてお聞きをしたいと思います。

○生貝参考人 ありがとうございます。

本法案の中にデータポータビリティにかかる部分というのは直接は含まれていないのでございませんけれども、先ほど大橋先生の方、委員の方からもございましたデジタルプラットフォーマーに関する取引環境整備検討会の中、取引透明化とデータポータビリティーの両面というのはやはりますけれども、データポータビリティーもかなりいろいろな種類がございますので、構成によって少し異なるのですけれども、少なくともG.D.P.R.をおきましたは、それをなむちとのデータを削除しなければならないとまでは規定していないのですが、日本の個人情報保護法に比べますと、削除の権利というものが、非常に厳しいところでございますので、もはや必要でなくなつたデータというのは原則として削除に応じなければならないという、AからBに移し、本人が求めればAの側からは消すことがで

うに呼ばれる権利というものは存在していないわけでございますけれども、まさに今、国会の方で提出されております改正個人情報保護法の中におきまして、開示の手続のデジタル化、これはなかなか利用者の側が求めた形でデジタルで開示を請求できるといったような規定が導入されるところでございまして、私はあくまで個人情報保護法という枠ではございますけれども、運用の仕方いかんによつてはかなりそれに近いことが実現し得るのではないかというふうに期待しているところでございます。

そして、日本におきましても、データポータビリティーの権利、やはり設計の仕様によって非常にもちろん価値のあるものであり、他方で、事業者の方々に過度の負担をかけてしまうのではないかという懸念というのがあるというふうにいつたような中で、事業者サイズですとか業種によっても対応の現実的的可能性というものが異なる中で、特に大きなデジタルプラットフォーマー様に対しても、まさに競争政策的な観点からデータポータビリティーをどのように実行していくかようになります。本でもしていくのかというのは、この法案とは別でございますけれども、やはり継続的に考えて技術的な側面等、かなり専門的な調査と検討が必要だというふうには理解しておりますが、

そして、クラウドからクラウドに移すとき、データポータビリティーというのは、E.U.のデータポータビリティーもかなりいろいろな種類がござりますので、構成によって少し異なるのですけれども、少なくともG.D.P.R.をおきましたは、それをなむちとのデータを削除しなければならないとまでは規定していないのですが、日本の個人情報保護法に比べますと、削除の権利というものが、非常に厳しいところでございますので、もはや必要でなくなつたデータというのは原則として削除に応じなければならないという、AからBに移し、本人が求めればAの側からは消すことがで

ているのかなどいうふうに認識しているところで以上でございます。

〔委員長退席、鈴木(淳)委員長代理着席〕
○串田委員 大変参考になりました。ありがとうございます。

○鈴木(淳)委員長代理 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいた

だきました、まことにありがとうございます。

委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後三時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後三時開議

○富田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、東京大学大学院工学系研究科教授森川博之君、ファイア・アイ株式会社最高技術責任者伊東寛君、一般社団法人電子情報技術産業協会会長遠藤信博君、株式会社自律制御システム研究所代表取締役社長太田裕朗君、以上四名の方々に御出席をいたしました。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいたしました、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

次に議事の順序について申し上げます
まず、参考人各位からお一人十分程度で御意

次に 講事の順序について申し上げます。参考人各位からお一人十程度で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

す。 それでは、まず森川参考人にお願いいたします。
なお念のため申し」にまづか、御発言の際に「
はその都度委員長の許可を得て御発言ください」とい
すようお願ひいたします。また、参考人から委員
に対して質疑をすることはできないことになつて
おりますので、御了承願います。

○森川参考人 本日は、このような貴重な場を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

らば、5Gに関する想いを三點、四点お話しをさせていただければというふうに考えております。

一点目でござりますけれども、5Gは進化し続ける、そういう視点が重要かと思つていて、今の5Gと十年後の5Gは性能ががらっと変わつています。4Gも同じでございまして、十年前の4Gと今の4Gは性能が格段に違います。5Gが継続的に進化していくという、それをしつかりと後押ししていただきたいというのが一点目でござります。

今から十年後の二〇三〇年には6Gが登場する予定です。今現在、我が国でも、ビヨンド5Gといふことで、6Gに向けた検討が始まっていますので、通信インフラというのはそういう形で継続的に進化していくんだという視点がまず一点点目。

その際、いつも多くの方々から、日本は5Gの展開でおくれているのではないかという御指摘をいたただくことがございます。これについては、私、個人的にはおくれてはいないと思っていまして、昨年から世界各国では5Gの展開が始まりまして、が、急いでわざわざやる必要がない、そういうスタンスが日本だったのかなと。それはどういうことかといいますと、今、諸外

国で展開されている5Gは、4Gにちょっと毛が生えたようなそういうものですが、そこからわざわざ急いで、まだ不十分なものわざわざやつていい必要はないのではないか、そういうスタンスが通信事業者の方々のスタンスであつたのかなあということが私の認識でござります。

ということは、一項目は、そういう、十年単位という非常に長いスパンで5Gというものを見ていただきたいというのが一点目でございます。二つ目ですけれども、新たなビジネスの余地が生まれるということをございまして、これは確実性に新たなサービスとかビジネスが生まれると思つております。

二世代で、モードが生まれましたし、その後の第三世代でスマートフォンが登場しましたし、その後の第四世代で、いわゆる動画配信とか、あるいはシェアリングサービスが生まれてきたわけですね。新しい通信規格が登場すると、そこで確実に新しいサービスが生まれてくる。しかしながら、非常に悩ましいのは、通信規格

が登場する前の時点では、どのようなサービスが生まれるのかがわからないということでおざいままにして、生まれてみないとわからないんですね。そういう、インフラが引かれて、多くの方々がそのインフラを使い倒していくことによっていろいろなサービスが生まれてきますので、インフラがまだ先にあつて、その後、サービスとかビジネスが生まれていくところが今までの流れでございまして、そこから今後どういった流れになるか、それがまたまたおおむね予測がつかないところですね。

生まれてくるところからまでの歴史の常でございますので、そういう観点で、少し温かく、5Gというのは多くの方々に見守っていただきたいというのを二つ目でございます。

そもそも、5GはDXの一つツールです。これから時代はデジタル変革がありとあらゆる産業セグメントで起こっていきますが、5Gというのがそのデジタル変革を後押ししていく。そこで、私個人的には非常にうれしいのは、多くの経営者の方々がデジタルに対してこそ数年でがらっと意識をえていたみたいだ。多くの経営

者の方々が前向きになっていた。最近は地方でもそうでございまして、経済同友会とか地銀

者の方々から前向きにならせて顶いた。最近は地方でもそうですが、経済同友会とか地銀のセミナーとか、いろいろなところでお声をおかけいただき機会がふえましたが、そういう地方の中企業の方々も、さすがに、デンマークに対する

中小企業の方々も5Gを活用&デジタル化に取り組んで前向きに、そういう意識をお持ちいただけるようになってきたというのは、私どもからするととてもうれしいことでございますので、この流れをこの先もずっとサポートをしていきたいというふうに思っておりますので、二つ目としては、新たなビジネスが必ず5Gで生まれるというものにな

ります。
三点目は、じゃ、5Gに対しても我々はどうのよつ
に立ち向かえればいいのかと云ういふ問題があ

す。これは、5Gの提供側と5Gを使う側で少し分けてお話をさせていただきたいと思いますが、5

Gの提供側からすると、5Gで、既に4Gの時点で我が国では強みのある産業がございます、アーロング部品とか、光伝送部品とか、あるいは素材とか、今でも強い産業があります。5Gになると

更に難易度が上がりますので、その競争力を發揮できるのではないか、今まで以上に競争力を發揮できるのではないかということで、そういう強い産業に対しては引き続きサポートしていきたいと思つております。

のシニティが婺う」としていることで、非常に今現在に残る
念な状況にあります。それは事実ですが、私の期待は、
これからゲームエンジンが起こるということございまして、ソフトウエア化が一気に進ん
でいきます。今まででは、情報通信機器というのは
専用の装置でつくられておりました。しかし、こ
れからは、汎用機器にソフトウエアで、ソフトウ
エアで全て制御していく形になっていくと
思いますので、そこでがらがらっと産業の生態系
が変わっていく可能性がありますので、そこを
ぐつと押していくことによって、我々どもも革新

い可能性が開けてくるのではないかといふことは強く期待しているところでござります。

可能性が開けてくるのではないかと、少しごとに強く期待しているところでございます。

一方、5Gの利用側、こちらは、現場掛ける5Gというものをお手伝いしていきたいというふうに思つておるまゝで、うちも、AIも、IoT

も、いわゆる「デジタル」と言われるものは現場が起
点となります。すなわち、現場で仕事をなされて
いる方々が、じゃ、俺の仕事にLoGを使つたらどう
うなるんだとか、あるいはAIを使つたらどうな
るんだとか、IoTを使つたらどうなるんだとい
う新たな気づきを現場の方々から上げていただ

く、そういうことによつて、いろいろなところ
で、5Gとか、AIとか、IOTとかいつたデジ
タルが花開いていくといふうに思つていますの

で、多くの方々にそういう意識を持てていただき、そういう土壤づくりとひうものが非常に大切なんだろうというふうに思つております。

最後でございますけれども、四点目、5Gの土俵に上がるということでござります。

それで、新しい気づきが今得られているというふうに思います。今までとは違うやり方でテレワークをすることで、働き方とともにもの新しい気づきが今得られている。同じように、5Gも、使うことによって新しい気づきが得られるというふうに思つておりますので、5Gに対しても、多くの方々が、後ろ向きではなくて、攻めの意識で、前向きで取り組んでいきたい、これが二点重要な点です。

前向きで食っていかなく、それがとても重要な点だらうといふふうに思つております。

5Gでは、使う側がこのようなサービスが欲しいといふふうにリクエストしていく、そういう動き方になるかといふふうに思つておりますので、通信事業者が与えてくれるものではないんだ、俺らがきちんと5Gを使い倒していくんだ、そういう意識を多くの方がお持ちいただくことによつて、5Gでいろいろなサービス、アプリケーションがそこから創出されていくのかなといふふうに思つております。

一番最後に、洗濯機と5Gのお話をさせてください。

洗濯機は、皆様方御案内とのおり、家事労働という物すごく大変な負担を減らす、そのために出たデバイスでございます。しかしながら、社会に与えた影響はそれだけではないと言われておりますし、洗濯機が登場したことによって我々の衛生観念が変わった、衛生観念が変わって、ざっくり言うときれい好きになつて、洗濯を毎日するようになつて、それで衣類の需要がふえたと言われてるわけです。

しかしながら、洗濯機が生まれる前に、洗濯機を実際に使い出す前に、これから洗濯機が登場するから衣類の市場がぐっとふえるぞということを考えていた人というのはほとんどいないと思つています。5Gも同じだと思つていまして、将来、いろいろなことが変わつてきますので、そういう変わつていくという意識を多くの方々にお持ちいただくのが、まず多分、ファーストステップとして重要なのかなというふうに思つております。非常に簡単ではございますが、以上でございます。

本日は、貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございました。(拍手)

○伊東委員長 ありがとうございます。

次に、伊東参考人にお願いいたします。
○伊東参考人 伊東でございます。

私は、サイバーセキュリティの観点からお話をしたいと思います。5Gとドローンにつきましてはそれぞれの先生方が詳しくお話ししされると思いますので、観点を変えて、先に話すのちよつとやりにくいんですけれども、サイバーセキュリティの確保の重要性についてお話しします。

まず、サイバーセキュリティ、大体おわかりだと思いますけれども、そもそも何だよ、何が問題なんだということがあると思うんです。サイバーセキュリティ、皆さんのが家に住んでいることを考えてみると、戸締まり用心をちゃん

とやつていれば泥棒は来ませんが、鍵をかけ忘れたりドアが壊れたりすると泥棒は入ります。サイバーセキュリティも基本的にはそういう考え方と同じで、皆さんのが使つているITの機材に、脆弱性という言葉を専門家は使いますけれども、そういう抜けたところがあれば、そこから入つてくれるわけです。そして、それは5Gとかドローンとか言わないで、現在のIT全般について、全て言えることであるのは御承知だと思うわけあります。

そして、そのサイバーセキュリティの現状といふものを一言で言つとすると、要するに、技術の進歩にセキュリティが追いついてないわけあります。

例えて言うと、自動車が今僕たちの世界で走つてますが、自動車を発明した直後を想像してみてください。あの時代には、クラシックカーですけれども、エアバッグはありませんし、ドライブレコーダーもない。それから、制御する信号機も交通警察もない。そういう時代が最初にあって、今は、ずっと技術が進歩して、法律が追いついて、今の私たちの世界があります。交通事故はなくなつていませんけれども、そうやつて追いついているんです。

ところが、サイバーについて言ひますと、今も危ないと思つてください。それがまず一つ目の話です。

二つ目は、悪者が優位に立つていています。サイバーアクションがあつたら対処しなきやいけないと言つた発明直後の世界と同じです。だから、とてても危ないと思つてください。それがまず一つ目の話です。

私は、サイバーセキュリティの観点からお話をしたいと思います。5Gとドローンにつきましてはそれぞれの先生方が詳しくお話ししされると思いますので、観点を変えて、先に話すのちよつとやりにくいんですけれども、サイバーセキュリティの確保の重要性についてお話しします。

せん。これが現状でございます。

そうすると、こういう現状のときに、5Gとは何だと聞いた場合に、5Gあるいはドローンは、今言つたサイバーセキュリティの問題は全て持つています。そして、それだけではなくて、実は、より悪くなります。

なぜかといいますと、5Gは新しい技術ですで、まだ当然もまれていません。そして、数がたくさん出なきやいけないので、対応が大変になります。また、値段を安くするためにソフトウエアに依存する割合がふえますので、ここもまた悪者にとつて狙いどころになるわけです。

このように、5G自身が出ても、安全な方向には行かず、より危ない方向に行きます。

さて、では、5Gで何が、具体的に困ることが起るんだといふことなんですか? 例えれば、これまで以上に情報を収集したり盗むことが敵にとって容易になります。例えれば、プライバシー、価値あるデータ、インテリジェンス、そういう分野全てです。

例えば、プライバシーについて言ひますと、今でも、私たちが使つている携帯電話、あの位置情報というのは、知つてゐる人は知つてゐるわけです。

例えば、コロナウイルスで大変なことになつてゐるわけですが、韓国では、例えば一月三十日にあなたは陽性だとわかると、一週間ぐらいさかのぼつて、あなたはことここといたよねと情報を突きつけられて、さらに監視カメラで、ここにいたでしようというのもあわせて、この患者Aさんを対象とした行動を国民に広く知らすことによって警報を上げるようになつていてます。

これは、少なくとも国がちゃんと管理をしてそこに攻守をかねながら勝つたり負けたりするのを防ぎたいと思いますけれども、犯罪者から見れば、それはいい餌になるわけですね、あるいは外国から来れば、そして、5Gは、今までの携帯電話よりもっとときめ細かな情報をとることができます。

このような悪意のある機能を5Gは恐らく内蔵することになつてしまつていうのが私の懸念だし、さつきから言つては、セキュリティについては、一般的のセキュリティでさえセキュリティ対策が追いついていない現状のと

しますので、決してイタチごっこにはなつていません。なんかにも非常に大きな問題が発生するでしょう。

それから、データもそうです。二十一世紀はデータの時代だと言われています。5Gによつて、たくさんの中のものがあつて、そこから上がつたデータを集めること、それ自身が価値になります。それがどこかの国に持つていかれることがあります。それがどこかの国に持つていかれることがあります。

それから、データを修止することによってふざいが発生したら、リモートからソフトウエアを修止することによってふざいを直すという考え方があります。これは結構今、はやつてきているんですけども、5Gになつた場合は多分それが全部入りります。つまり、5Gになつた機材はリモートで故障を修理するような時代になるでしょう。

でも、ここで問題は、リモートで故障を修理できるということは、リモートから故障をつくることができるということと同じことです。もし、5Gの機材が日本の重要なインフラにたくさん使われ、自衛隊、警察がどんどん使つているときに、この仕組みを使って警察や自衛隊あるいは工場のシステムをとめてしまえば、日本は大混乱になります。

このような悪意のある機能を5Gは恐らく内蔵することになつてしまつていうのが私の懸念だし、さつきから言つては、セキュリティでさえセキュリティ対策が追いついていない現状のと

ころ、膨大な5Gが入って、ますます社会は危なくなります。

この機能なんですかけれども、一般的にサイバー攻撃というのは、システムがあつたときに、ハッカーとかウイルスが外からやつてきて攻撃することを考えますが、実は生産する段階から入れ込むことをできます。これは、実はサプライチェーンリスクと呼ばれています。

つまり、つくっている工場、そこでもう入れ込んで、入って、皆さんのお手元に届いてしまうと、幾らそこでアンチウイルスソフトを入れても、ハードのレベルで既にもう入っているわけですから、恐らくアンチウイルスソフトでは歯が立たないはずです。あるいは、物資の輸送中ですけれども、それを消費者の手元に運んでいる途中で一回とめて、中をあけて、中に何かを仕掛けてから送り出すということを考えられます。このようなリスク、サプライチェーンリスクといふんですけれども、そういう懸念もこれからまたいります。もう一つ、きょうはドローンについても少し話をしてくれと言われたんすけれども、ドローンについてのセキュリティーは私の専門ではないので、大体、簡単にしかお話しできませんが、原則的には、さつき言つたIT機材の問題点と同じだと思います。

第三者、悪意のある敵の手に流れる、そういう可能性は同じような問題点があるのでないかと思います。実際に、何ヶ月か前の一般報道で、ドローンで写した情報が位置情報とともに某国に流れています。

先ほどのサプライチェーンなんすけれども、上流工程でいろいろなものが入つてしまつという

ところで起こるかというのを繰り返しますと、つ

くつている部品のレベル、アセンブルする工場、輸送中、そして入った後、そして、入った後に使っている最中に、さつき言つたようにリモートで変えるという攻撃もある。たくさん問題点があるわけです。

このように、サイバーセキュリティーの観点から見ると、5Gとかドローンの技術は、安全保障に多分つながるような大きな問題点、つまり、政治、外交の情報が盗まれる、経済的な損失をこうむる、そして防衛上の脆弱性をつくってしまう、こういう問題があるやに思います。

あと残りの時間でもう少しつけ加えたいのは、

じや、こうだとすると、今、世界で5Gをやつ

いるわけですから、どう思つておられるか

あります。

最後に、このように、今、5Gにしろドローンにしろ、絶対にこれが広まれば世の中はよくなります。皆さんも幸せになるものですから、ぜひ推進したいところですが、ぼうつとしていてはいけない。セキュリティー上の懸念がある以上、そこはしっかりと押さえなきやいけません。

そこで、私の個人的な対策案というのを聞かれるとするならば、やはり重要なものは国産品を利用

してほしいなという気持ちがすごくあります。

設計の段階から、製造、そして運用まで国産で

やつてほしい。

なぜ国産がいいか。外国製品と比べて国産がいいところは、日本の法律によつていろいろ指示が

でき、きちんとできるということと、問題が発

生したときに、係の人が行つて、現地、現物を確

認できるのが簡単だということになります。もし

が、アメリカが発言しており、アメリカは、重要

な組織では中国製は使わないとまで言つていま

す。

基本的には、世界じゅうがこの5Gに今移行す

るときには、焦点は何かというと、実は、中国の信

頼性について多くの国がいろいろ議論をしていま

す。御案内だと思ひますけれども、中国の製品に

は何か仕掛けがあるのでなかろうかというこ

とが、アメリカが発言しており、アメリカは、重

要なものは、人とのコミュニケーションを中心としたネットワークでござい

ましたけれども、5Gは、その機能から、マシ

ン・ツー・マシンの間でデータを交換し、それによつて価値をつくり上げるということでございま

して、そのマシン・ツー・マシンという観点は、

企業間という観点も意味するところでございま

す。いずれにしても、5Gはつながることによつて大きな価値をつくり上げていくというのが、今

までの通信とは全く違、異なるモバイルネット

ワークであるということでございます。

次に、5Gの役割というスライドがござります

けれども、ICTの基本的な重要な機能というも

のは、右側に書いてございますように、リアルタ

イム性、ダイナミック性、リモート性、この三つ

でございます。ダイナミック性と申し上げて

るのは、大量のデータを集めることによつて全く違

う価値をつくり出す、これがダイナミック性でござります。まさに5Gというものは、このICT

の三つの機能の価値をつくり上げるために

プラットフォームであるというふうに思つております。

そして、その5Gの究極的な新たな価値をつく

り上げる機能として挙げられてゐるのが、次の

ページにござります、超高速、超低遅延、そして

多数の接続、同時接続でござります。

超高速、これは、下に書いてござりますよう

指しをしておりませんが、疑義があるものについては注意しなさいという指示が出でるところであります。

最後に、このように、今、5Gにしろドローン

にしろ、絶対にこれが広まれば世の中はよくなり

ます。皆さんも幸せになるものですから、ぜひ推

進したいところですが、ぼうつとしていてはいけ

ない。セキュリティー上の懸念がある以上、そこ

はしっかりと押さえなきやいけません。

今までの通信といふものは、人ととのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでござい

ます。まず、次のページでござりますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

今までの通信といふものは、人とのコミュ

ニケーションを中心としたネットワークでございま

せていたら、遠藤参考人にお願いいたします。

○遠藤参考人 電子情報技術産業協会の会長をさ

せていただいてございます遠藤でございます。

きょうは、5Gの人間社会への価値創造の観点

から、5Gの位置づけということについて御説明

を申し上げたいというふうに思います。

まず、次のページでございますけれども、5G

とはということでございますが、私のイメージか

らすると、人間社会に非連続的な高い価値を供給

するプラットフォームであるという定義ではない

かというふうに思います。

に、二時間の映画を三秒ぐらいでダウンロードできることでございます。例えば、今まで車のナビゲーションの中にも、皆さんのナビゲーションの中にもSDカードというものが実は入っておりまして、地図情報をハードウエアでどこからダウンロードして、そのハードウエアをナビゲーションシステムに入れるというような形でございますが、そのうち大量のデータが非常に短い時間でダウンロードできるとすると、エアダウンロードでいいというふうな形で、車が走っているうちに必要な地図情報がどんどん短い時間に入ってくるということで、ハードウエアを介さなくてもいいというふうなプラットフォームであります。ある意味で、人間社会の時間の束縛からの解放を与えるプラットフォームと言つてもいいでしよう。

そして、低遅延といふものは、いろいろなハードウエアを扱う能力を一気に高める機能であると

いうふうに私は思います。ですからシヨベル

カーをリモートで動かしたり、またリモート医療

を可能にしたり、最終的に、我々が最も期待をして

いるリモートでの、遠隔での手術、これも可能

にできるというふうに思います。そういう

意味では、これは人間の場所の束縛からの解

放ということを意味するのではないでしようか。

そして、地域においていろいろなサービスを受け

られるということは、人間社会に平等性を与える

非常に重要な価値をもたらすものだというふうに

思います。

多數同時接続、これはなかなかイメージが難し

いんですけど、大量のデータを、一気に大量

のハードウエアに対しても指示を与え、自由に動か

すことができるということでございまして、

次ページでございますが、こういう機能を使

いますと、先ほど申し上げましたように、マシン

とマシン、機械と機械の間でデータをやりとりす

ることによって価値をつくり上げるということでもござりますけれども、それは、その先の各企業さ

ん、又は全然違う機能をお持ちの企業さんをつな

げることによって、今まで考えていないような

大きな価値をつくり上げることもできるというこ

とを意味してございます。

次のページでございますが、5Gの市場という観点で、全体的なIOTの市場というのは、二〇二〇年から三〇年の間で、世界で二百八十兆円から五百三十兆円ぐらいということでございますが、Gを使った市場というものは、二〇年から立ち上がり、十年後、先ほど6Gが出てくるのが十年後のことです。

けれども、それまでの間に十兆円の市場をつくり上げることができる。またさらには、ローカル5Gというのではなく、また特徴的な5Gの市場でございますけれども、これは一・三兆円の市場を日本でつくり上げることができることでございました。

Gというの、また医療の領域でござりますけれども、これまでの間に十兆円の市場をつくり上げることができますけれども、これは非常に大きな価値を生んで、非常に短い時間で災害を復旧させる可能性が出てくることがあります。

また、次のページの医療の領域でございますが、先ほども申し上げましたけれども、医療を遠隔でできるということは、私ども、たとえ島にいても医療を受けることができる、手術を受けることが可能かもしれない。そういうことを考えます。

と、非常に大きな価値を5Gというプラットフォームは与えるのではないかというふうに理解をしてございます。

さて、次のページ、JEITAの最近の変化と

いうことを示させていただいてござります。私はA-Iの元年は二〇一七年だというふうに勝手に定義をしてござります。これは、アルファ基が出てきて、本当にA-Iというものが人間社会に価値を生めそうだなどいうふうに実感できました年といふことで二〇一七年をA-I元年と申し上げていますけれども、その二〇一七年より前は、

我々、いわゆる電子機器を扱える企業とサプライヤーの集まりでございましたけれども、二〇一七

年以降、そういうI-C-Tを使つた、アプリケー

ションを使つた企業様にも一緒に団体の中にメン

バーとして入つていただいて、I-C-Tを使った市

場をつくり上げる協会になろうということで、変わつてまいりました。そういう意味で、JTB様とかセコム様、そこに書いてあるような方々にお入りいただけます。

は、アフターコロナに向けて5Gの利便性を最大

5Gのユースケースというものを少しまとめさせ

ていただきました。

全て説明すると時間がたちますので、まず一番目の建設というところでござりますが、やはり日本は災害が非常に多くございまして、しかし、そ

の災害の復旧のためには、ショベルカーを含めていろいろな建機をそこに持ち込まなきゃいけない。けれども、そのオペレーター、運転をする人、ドライバーを一人一人そこに派遣するというのは非常に大変でございますし、また危険も伴う

ということで、これがもしリモートでできたとすると、これは非常に大きな価値を生んで、非常に短い時間で災害を復旧させる可能性が出てくることがあります。

また、次のページの医療の領域でございますが、先ほども申し上げましたけれども、医療を遠隔でできるということは、私ども、たとえ島にいても医療を受けることができる、手術を受けることが可能かもしれない。そういうことを考えます。

一番大きいのは、5Gは人間社会に非連続的な

高い価値を提供するプラットフォームなんですね

いうことをまず御理解いただいて、今までの通信

ネットワークそのものというよりも、これをベ

スに高い価値を生むためのプラットフォームなん

だという御理解をいただければ、というふうに思

うます。

そして、5Gプラットフォームを国内で早期に

立ち上げて、この上で形成される最先端のソ

リューションによって市場を立ち上げ、これを

ベースに海外市場にいち早くこのソリューション

を示していくことが我々のソリューションの国際

競争力を高める上で非常に重要であろうというふ

うに考えてございます。

また、まさにこの領域、三番目でございます

立上げて、この上で形成される最先端のソ

リューションによって市場を立ち上げ、これを

ベースに海外市場にいち早くこのソリューション

を示していくことが我々のソリューションの国際

競争力を高める上で非常に重要であるというふ

うに考えてございます。

また、まさにこの領域、三番目でございます

立上げて、この上で形成される最先端のソ

リューションによって市場を立ち上げ、これを

ベースに海外市場にいち早くこのソリューション

限活用するというのがとても重要なことであろうというふうに思つてございます。

最後に、5Gプラットフォームの導入促進に向けて、本法案の早期の成立をぜひお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○富田委員長 ありがとうございました。

次に、太田参考人にお願いいたします。

○太田参考人 私は、株式会社自律制御システム研究所という民間企業の代表でございます。

弊社は、ドローンを最終製品として、ドローン機体を供給するいわゆるドローンメーカーでございます。発祥は千葉大学でございまして、二十年以上にわたりドローン分野を研究していた教授

が、ドローンを自動で飛ばすソフトウエア技術、いわゆるフライターコントローラーというものを武器に創業した、大きく言えばソフトウエアの会社でございます。

創業から五年以上を経まして、これまで多くの国家プロジェクトをやらせていただいたとともに、東京大学のベンチャーキャピタル等から投資も受けて、いわゆるスタートアップとして成長してまいりました。人員も五十名を超えて、性能面で中国企業にも劣らないドローン開発供給能力、ソフトウエア技術、自動操縦という面では一部、ようやくですが、中国を追い越すようなレベルまで競争力を高めており、米国やシンガポールなどに進出しております。海外に頼らなくとも、独力で、我が国独自で開発する国産の飛行ソフトを持つて、というのが我々の企業の中心でございます。

今、ドローン企業を見渡すと、世界を見渡しても唯一の上場企業ということで、きょうは、そのような事業現場における経験を踏まえ、ドローンに関して意見述べさせていただきたいと思います。これまでに、我々の会社は、日本郵便、AN A、東京奥多摩での対応のような、ドローンを

使った輸送、宅配でございます。また、化学プラント、下水道、発電所等の、この法案にもあります社会インフラ設備の点検、それから、総務省消防庁、陸上自衛隊等と協定を結んでおりますけれども、いわゆる防災でのドローン活用といったところに当社の機体を提供してまいりました。

時間が限られていますので、きょうは四点ほど説明をします。

一つ目、市場ですけれども、簡単に申しますと、わずか数年前ですけれども、中国のドローンメーカーが写真を撮るというドローンの提供を始めました。急速、それに呼応する動きとして、一般の消費者が、空からの映像を撮つてみたいといふことでドローンが一気に普及した、わずか五年前でございます。

二二、三年前になりますと、政府を含めて、ドローンの宅配や点検など、社会の重要な場でドローンを使いたいという活用が広がってきました。さらに、この一年、二年のところで、弊社もその一端でございますけれども、高度な自動操縦ができるようになつた。ラジコンでドローンを飛ばすというようなところから、自動で飛ぶというところまで来たわけであります。日本郵便様に提供しているドローンも、基本的にはボタン一つでドローンが宅配する、なので使ってもらえるというところまで来ています。

これは企業のニーズに大変マッチしたものでございまして、特に大手企業、わざわざドローンのラジコン操縦を勉強する必要もなく直ちに無人化、自動化に使えるのではないかということ、大手企業から本気での直接投資が始まっているという段階であります。人口が減つていて、どうから、そういう社会課題に向けて無人の技術に投資している、そういう背景の中にドローンがあるということがあります。

規制面においては、航空法改正などを受けて、国が関与する実証が多く進みました。簡単に申しますと、これは何だったかというと、ドローンが空に登場するという特殊な状況、もっと簡単に言

えば、墜落のリスク、有人機との、いわゆる大きな機体、人が操縦するヘリコプター等との空域管理の対応が整理されてきたということになります。

また、多くの先生方もドローンをなかなか生で見るという機会はないと思いますけれども、航空法の規制の議論とあわせて、こうやって飛ばすこととで、ドローン宅配というのは本当にできるのかとか、長距離を飛ぶんですか、橋やトンネルの中を飛ぶんですかというようなことがわかつてきました。

もう一つ、これから数がふえる段階にあると認識しています。

二つ目に、ドローンが社会に与える影響です。ほかの先生方からも話がありましたけれども、これから普及台数が伸びますと、いよいよ、一時的ではなく基盤に組み込まれますので、社会においては不可逆的な変化になります。これは、民間企業だけではなく、政府や公的機関にもドローンが実装されていくということになります。

今は、一時的に、ドローンをやめておこう、危険ですからやめておこうとなつてもいいですけれども、三年後、五年後になつてドローンが業務に組み込まれてしまうと、いざというときには重要インフラの点検や政府の防災活動ができなくなることがあります。

このことで、ドローンなしでは機能しなくなる社会になつてしまつて、どうなことがあります。さらによつて、人が減りますから、慌ててそこに人を配備しないとしても、今のコロナのよつた災害もそうかもしれませんけれども、急には対応できなくなることがあります。

ですので、本格導入を前に、我が国の安心、安全にかかる特に重要な用途については、たとえドローンであつても、どういう機器を選んでいけばいいのか、どうやって確保するのか、そういう危機感が高まつて、いる状況だと言つては、民営企業としているところに對してセキュリティの関心が高まつて、います。簡単に言いますと、その部分はプラットフォームになって、面がないか、政府が導入するときには、それは知らないことがあつたのではなかということが今検討される時期になつています。

四点目に、ドローン機器の選択の状況でございます。

これは、言われてみれば当然でございますけれども、少し前までは、重要なものというのには日本や米国や欧州、そういう先進国が最終製品の責任を負つてまいりました。最終メーカーがトヨタ

が、羽根がついていて、モーターが回つて飛ぶというイメージはあるんですが、実は高度な情報通信機器でありまして、常に外と情報通信をしています。また、常に情報を収集しております。そんなものが飛び回つて飛んでいるわけであります。

位置、やつて、いるミッショングラム撮つたカメラ映像、そんなものを保有しています。これをいわゆる4G、5Gで外に発信しているわけでございます。

簡単には言いますと、極端な例を言いますと、この政府機関がいつどこで使つたか、こういったものは余り外に知られたくないものだと思うんですね。

けれども、こういったものが外部に漏えいしてしまいます。

この流れの中で、先ほどとくありますけれども、これがお話をありますけれども、外から指示を受け付けてしまつて、急に針路を変えて飛んでいます。

先ほどもお話をありますけれども、外から指示を受け付けてしまつて、急に針路を変えて飛んでいます。

アヤ、見えていませんけれども、何のことかよくわからない電子機器というところに不安があるとまずいのではないか、何かしでかすのではないか、不測のことが起きるんじやないか、サイバーセキュリティの観点で抜け穴がないか、そういうたつたところにありますから、テロにもなるといふことでございます。

こういう流れの中で、先ほどとくありますけれども、内部に搭載されている見えないソフトウエアや、見えていませんけれども、何のことかよくわからない電子機器というところに不安があるとまずいのではないか、何かしでかすのではないか、不測のことが起きるんじやないか、サイバーセキュリティの観点で抜け穴がないか、そういうたつたところにありますから、テロにもなるといふことでございます。

アヤ、見えていませんけれども、何のことかよくわからない電子機器というところに不安があるとまずいのではないか、何かしでかすのではないか、不測のことが起きるんじやないか、サイバーセキュリティの観点で抜け穴がないか、そういうたつたところにありますから、テロにもなるといふことでございます。

アヤ、見えていませんけれども、何のことかよくわからない電子機器というところに不安があるとまずいのではないか、何かしでかすのではないか、不測のことが起きるんじやないか、サイバーセキュリティの観点で抜け穴がないか、そういうたつたところにありますから、テロにもなるといふことでございます。

ですよ、そういうのがあったかと思います。今も、自動車や、いわゆるiPhoneを出していられるアップル、こういったものは、中国で物をつくったとしても、そのほかアジアの国でつくったとしても、最終的にはそういう企業、コンピュータンスとかガバナンスが整った日本、欧米の上場企業がやっているわけでございます。そこから、中身を直接確認しなくとも、規制、認証、基準等を通して、企業がブラックボックスになつてないということを担保しているわけでございます。いざとなつて企業に聞けば責任をとつていたドローンについては、簡単に申しますと、中国企業が先行してまいりましたので、パソコン等の量産で力をつけた中国があつという間に製品を出してしまいましたので、性能はわかっています、仕様はわかっていますけれども、中の電子回路やソフツウエアの部分はどうなつてあるか、確かめるすべがない状況でござります。こういつたものが国や政府や重要なフラ点検に使われているという状況であります。

これまで、コスト面、試験的なところでございましたので、安全、安心というよりもとにかく仕様、コストが重視されてきたわけで、それだからつたんだと思います。これからは違う、そういつた段階に来ていると思います。

また、そういうときに、日本で供給するドローンがあるのかという議論がよくされますけれども、幸いにも、先ほど申しましたように、いろいろなプロジェクトを通じて、我々メーカー側も、それからユーザー側、大手企業も、一通りドローンを使つていろいろ認識が深まつております。今まさに、ドローンについては、航空法や飛ばし方というところではなく機器自体の選定に指針を与えるべき時期であり、それがこの法案になつてているんだという認識をしています。

最後に、この法案で枠組みができた後、実は技術的な指針の中身をつくることが大変重要だと思つており、貢献できることはしていきたいと

思つております。

ドローンは、いわゆるものづくり、ハードの量

産品質といふのももちろん大事なんですけれども、そういうしたものではなくて、実は内部の電子部品やソフトウエアの、部品でいえば一つの半導体、ソフトウエアでいえば一行です、我々のドローンでも何十万行あります、その中の一行のコメントがどうなつてあるか、そういうものを管理する時代になつています。それが、ものづくりの品質ももちろんあるんですけども、抜け穴が、意図的か意図的でないかは別にして、ミスもある

が問われる時代になつてゐると思います。

日本は、自動車産業を中心に、ものづくり量産製造現場での品質管理というものは自信があると思ひますけれども、そういう穴がつくられた品質

が問われる時代になつてゐると思います。
日本は、自動車産業を中心として、ものづくり量産製造現場での品質管理というものは自信があると思ひますけれども、こういつた、ほかの先生方からも話がありましたけれども、サイバーセキュリティですね、見えないソフトウエアとか電子回路の部分での安心、安全、信頼性を高める時期であります。

○福田委員長 ありがとうございます。(拍手)
○伊東参考人 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○伊東参考人 御質問は、具体的にファーウェイの機器を使用することについてどう評価しておられるのか、ぜひお伺い

したいというふうに思います。

セキュリティを確保しつつ適切に行われることが基本である、こういう条文がありまして、まさにこの法案 자체は、当然、内外無差別、そしてある特定の国や企業を狙い撃ちにするものではないというふうに理解しておりますけれども、ただ一方で、先ほど伊東参考人からお話をあつたように、まさに中華系企業、もう少し具体的に言いますと、例えばファーウェイの仕様に対するセキュリティリスクについての国際的な議論などが今行われているところだというふうに認識しております。

まず、伊東参考人にお伺いしたいんですけれども、まずは、そのファーウェイの機器を使用することについてのサイバーセキュリティのリスクについてどう評価しておられるのか、ぜひお伺い

したいというふうに思います。

○伊東参考人 御質問は、具体的にファーウェイの機器を使用することについてどう評価しておられるのか、ぜひお伺い

したいというふうに思います。

れるのか、御見解をお伺いしたいと思います。

ところで何が悪意があるとかそういうことはなくて、原理的にソフトウエアを、意図しないミスであつても、何かそういうものが簡単に生じてしまう状態でありますし、あと、メーカーの観点でいいますと、例えばiPhoneのスマホがそうだと思いますが、それども、いろいろな情報がそちらに流れていると思っていて、あえて来ないようにしないと、行ってしまうのかなというふうに思つていらるわけです。

カメラで撮った写真とかそういうものは当然行かないでしようけれども、やはり位置とかログ、故障したときに送り返せば直してくれるわけですから、そういうたどきに見られる可能性もあるわけで、やはりそういう意味で、情報は、私はどちらか得ると思っておりますので、それを採用するかどうかというのは、用途によって判断が分かれることころだと思っております。

○細田(健)委員　ありがとうございます。

悪意がなかったとしても、それぞれ情報漏えいのリスクというのは恐らく排除できないだろうというようなお話をどうううに理解いたしました。

きょう、遠藤会長にもお越しいただきました。まさにメード・イン・ジャパンで、日本のベンダーの代表としてぜひ頑張っていただきたいと思いますけれども、この法律で、本当に5Gの開発あるいは導入についての支援を国を挙げて行うわけでございまして、この点について、ぜひ日本を代表するお立場から、頑張るという決意表明をしていただければというふうに思っております。

○遠藤参考人　今、大変心強い、御意見といいますか、サポートの御意見をいただいたなというふうに思います。

基本的に、5Gは、今までの4Gとは違つて、全く新たなプラットフォームになろうとしており

ます、そういう観点で今までの2G 3G 4Gという流れの中のモバイルネットワークとは違う領域をこれから我々は扱おうとしているわけですが、我々の開発部門の観点からしても、これは全く違う領域を扱うということで、みんなスタートラインは、同じスタートラインに立つたな、新たなスタートラインに立つたなどいう気がしてございました。

そういう意味で、日本の企業、それはアプリケーションの側も含めてござりますけれども、5Gというものができ上がるに対する努力、それを構築する努力、さらには、その構築された5Gを使ったアプリケーションの価値、これを最大限使えるよう、又はでき上がるよう、協会を中心めて頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○細田(健介委員) ありがとうございました。

次に、森川先生にお伺いしたいと思っておりま

森川先生のいろいろ書かれたものを拝読しておりますと、5Gというものは少なくとも非連続的なものではないというようなお話をあります。たゞ一方で、やはり相手さまざまなインパクトを社会に与えていくというようなお話をございまして

んで、実際に来ていただかなくてもこういうインタビューが可能になるところだと思いますし、また、そういうことができるようなさまざまなもの制度改革等々を、我々を含めて国会も、また政

府も考えていかなければならぬといふうに思つております。

○保川参考人 あります。 ありပーうがーんます。

（新規参入者）おいかたとおじいさんたち
パブリックセクターとしてぜひお願いしたいことは、設備投資だけではなくて、運用のところをきちんととりソースを回していただきたい。やはり運用し続けるといけないので。これはICT一般にかかわることなんですかけれども。
だから、物だけではなくて、全体的には有形資産から無形資産にということで、そういう運用のところにきちんと回していくだかないと、例えばローカル5Gも、今いろいろな地方で実証実験が

始まりつありますけれど、物をつくってやつた、でも運用ができないんですね。だから、やはりちゃんと運用していくというところにオリジンス配分というのを、物だけではなくて、その後の運用というものをしっかりやっていただきたいというのが一点目です。

あともう一点は、先ほども申し上げましたか
5Gと社会とをつなぐ人たち、そこにリソースを
つぎ込んでいただきたいと思っていまして、いる
いろなテクノロジーはあるんですけども、顧客
のニーズというところと、真ん中についてつなげる
人たち、こういうところがなかなか、日本は諸々
国と比べるとリソース配分が薄いと思っています
ので、そういったところにしっかりとリソースを
投入していくと、テクノロジーが花開いて、いろ
いろなところで使われるようになつていくのかな

○細田(健委員) ありがとうございました。
その面で、恐らく、きょうお越しになつておられる伊東参考人あるいは太田参考人は、まさにそういうテクノロジーと現場をつなぐというふうな役割を本当に果たしておられるということだろううございます。
その観点から、それでは伊東参考にお伺いをしたいんですけども、経済産業省の中でもサイバーセキュリティの担当の審議官もされたとい

うお詫なんですけれども 今 の 政府 全体 の サイ
バー セキユリティー 政策 を より 強める と い う 観点 か ら 、 我々 は 何 を し な く ねば な ら ない の か と い う こ とに つ い て 、 ざ ま 申 示 意 を お こ ざ す べ し う

○伊東参考人　政府全体のセキュリティーを上げるという。（細田（健）委員「はい」と呼ぶ）はい。実は、私は昔、防衛省におりまして、この前の仕事は経産省におりまして、政府の動き方も見て見ていたのですけれども、残念ながら、縦割りがひどくて、効率的なセキュリティーがかかつていなくて、という感じが、すごく印象として持っています。ですから、皆さんにお願いしたいのは、セキュ

リティーを上げるためには、まず個々はらばらではだめだということをまず覚えておいていただきたい。

なぜかというと、敵はいろいろ調べて、一番弱いところから入ってきます。だから、例えばある組織がこの高さで守っていても、ある組織が低けれ

れば、敵はここから入り込んできて、そして横へ展開するという攻撃をとりますので、政府全体としてのセキュリティーを上げるということは、一番弱いところを見つけて、そこを上げるという考え方をしなければなりません。

そのためには、統一したセキュリティーの考え方を示して、それを強力に推進する、これがとても重要だと思っております。

○細田(健)委員　ありがとうございました。

田参考人に、まさに力スタッフされたドローンをつくつておられるということで、また、いろいろ御社について書かれた記事を拝読しておりますと、本当に、世界じゅうからスター級の人材を集めて会社を運営しておられるということで、例えば私の息子もちょっと技術系の人材を目指して頑張っているんですけども、ぜひ息子に入社してもらいたいなどいうような会社を経営しておられると思つて、まさに敬服をしております。今回、こういう法律を内閣として提出をいただ

<p>いているわけでござりますけれども、この法律以外に、政府に対する御意見、御要望、あるいは、もう少しこういうことをやつてもらえば我々ももつと羽ばたけるんだけれどもというような御意見があれば、ぜひお伺いをしたいというふうに思っています。</p> <p>○太田参考人 先ほど申し上げたように、航空法の議論が大分進んできて、飛ばし方や、一般的の公共の方へのリスクといふのは下げる方法がわかつてきました。これから、例えば東京都の上で飛ばすような、非常に難しいところで飛ばすという、その飛ばし方もわかつてきているわけです。</p> <p>まさにこの機器がどのレベルだつたらいいのか、これを、やはりこの法律をもとに、このほかにもあるかもしれません、指針をしつかりつくつていただき。そのバーは、手ごろなところがいいかと思いますけれども、高くしていただきと、それを満たしましたというのもメーカーとしてやれますので、その基準をしつかりつくつてらう、経産省 国交省中心につくつていただきといふのが大事かと思つています。</p> <p>今も、日本郵便でどこかで飛ばさせていただくという、必死に、うちのドローンは大丈夫ですか、そういうレクをするわけですけれども、それは裏でやられているわけで、伝わってこないのでは、やはりきちんとした機器への基準をつくつておいたく、その議論をしていただきたいと思つております。</p> <p>○細田(健)委員 ありがとうございます。</p> <p>本当に、参考人の皆さん、それぞれ貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。森川先生のお書きになつたものを拝読していくまつと、5Gの、来るべき時代については、我々一人人がしっかりと何をやるべきかを考えるべきだというようなお話をござりますけれども、私もそういうことをしっかりと考えてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>本日は、本当にありがとうございました。</p> <p>○富田委員長 次に、鰐淵洋子君。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に関して、まず森川参考人、遠藤参考人、そして太田参考人に伺いたいと思いますけれども、この感染症の拡大によりまして、私たちの生活、働き方、生き方が一変をしております。それに対応するために、例えば、先ほどからお話が出ておりますが、遠隔医療、また遠隔授業、テレワーク等の取組を推進していくかなければいけないということで、今、政府も挙げて取り組んでいらっしゃるところであります。まだ終息が全く見えない中でありますけれども、今すぐできること、また中長期的課題として目指せること、それぞれの立場でぜひとも具体的な御意見を頂戴したいと思つております。</p> <p>この三人の参考人の皆さんからそれぞれ御意見をいただきた上で、伊東参考人におかれましては、更に、そのお話を聞いた上で、セキュリティ対策としてこれが大事だとつけ加えてお話ししたいことがあります。</p> <p>○森川参考人 ありがとうございます。</p> <p>御指摘のとおり、やはりコロナというのは物すごく大きな影響を我々の生活とか仕事に与えていくというふうに思います。</p> <p>この機会に、ICTというか、デジタルの分野からすると、ぜひやつていただきたいことは、政 府でも今もう取組が始まっていますが、データをきちんと吸い上げるような、プライバシーの問題が非常にセンシティブではあります、データといふものをおきちんと集めて残しておくというのが</p>
<p>重重要なかななど。</p> <p>やはり今の状況をきちんと記録しておこうことがざわざ国会までお越しいただきました大変にあります。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本当に大変な中お越しいただいて、重ねて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。</p> <p>それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に関して、まず森川参考人、遠藤参考人、そして太田参考人に伺いたいと思いますけれども、この感染症の拡大によりまして、私たちの生活、働き方、生き方が一変をしております。それに対応するために、例えば、先ほどからお話が出ておりますが、遠隔医療、また遠隔授業、テレワーク等の取組を推進していくかなければいけないということで、今、政府も挙げて取り組んでいらっしゃるところであります。まだ終息が全く見えない中でありますけれども、今すぐできること、また中長期的課題として目指せること、それぞれの立場でぜひとも具体的な御意見を頂戴したいと思つております。</p> <p>この三人の参考人の皆さんからそれぞれ御意見をいただきた上で、伊東参考人におかれましては、更に、そのお話を聞いた上で、セキュリティ対策としてこれが大事だとつけ加えてお話ししたいことがあります。</p> <p>○森川参考人 ありがとうございます。</p> <p>御指摘のとおり、やはりコロナというのは物すごく大きな影響を我々の生活とか仕事に与えていくというふうに思います。</p> <p>この機会に、ICTというか、デジタルの分野からすると、ぜひやつていただきたいことは、政 府でも今もう取組が始まっていますが、データをきちんと吸い上げるような、プライバシーの問題が非常にセンシティブではあります、データといふものをおきちんと集めて残しておくのが</p>
<p>重要なのかななど。</p> <p>やはり今の状況をきちんと記録しておこうことがざわざ国会までお越しいただきました大変にあります。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本当に大変な中お越しいただいて、重ねて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。</p> <p>それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に関して、まず森川参考人、遠藤参考人、そして太田参考人に伺いたいと思いますけれども、この感染症の拡大によりまして、私たちの生活、働き方、生き方が一変をしております。それに対応するために、例えば、先ほどからお話が出ておりますが、遠隔医療、また遠隔授業、テレワーク等の取組を推進していくかなければいけないということで、今、政府も挙げて取り組んでいらっしゃるところであります。まだ終息が全く見えない中でありますけれども、今すぐできること、また中長期的課題として目指せること、それぞれの立場でぜひとも具体的な御意見を頂戴したいと思つております。</p> <p>この三人の参考人の皆さんからそれぞれ御意見をいただきた上で、伊東参考人におかれましては、更に、そのお話を聞いた上で、セキュリティ対策としてこれが大事だとつけ加えてお話ししたいことがあります。</p> <p>○森川参考人 ありがとうございます。</p> <p>御指摘のとおり、やはりコロナというのは物すごく大きな影響を我々の生活とか仕事に与えていくというふうに思います。</p> <p>この機会に、ICTというか、デジタルの分野からすると、ぜひやつていただきたいことは、政 府でも今もう取組が始まっていますが、データをきちんと吸い上げるような、プライバシーの問題が非常にセンシティブではあります、データといふものをおきちんと集めて残しておくのが</p>

ています。まだまだ足りないので、ポストコロナを見据えて、こういうＩＴ技術をどんどん推進する一つのチャンスにできないか。

例えはエストニアにおいては、もう十年も二十

年も前から、あれで健康保険証で、税金で、何でもきていて、とても便利であったわけです。韓国なんかも、ＩＴが非常に進んでいます。

つまり、ＩＴ技術を使って、こういう疫病に対する対策を打つこともできるし、我々の生活をもつともっと、いいチャンスだから、改善する大きな糸口になれる。今そこに来ていると思いますので、ぜひ先生方にはそこを考え、ＩＴをがつと推して、ふだんだったら日本人はなかなか変えられません、日本人は外圧で変える人たちなので、ぜひそれを、外圧として使ってもらわなければと思ったのが一つ目でございます。

それから、私がセキュリティーの専門でありますので注意喚起をしたいと思っていることがござります。それは何かというと、サイバー犯罪がたくさんある中で今一番問題になっているのが、ランサムウエアというタイプのものであります。それは、メールを出す、開いて読むと感染してしまうというタイプ。悪者たちはいかにしてそのメールを読ませるかということにいろいろ苦心しているんですね。それが、コロナの影響で、コロナということもテーマに据えると開く確率がふえてしまっています。我々というか私の会社で、観測でも上がっております。そういう意味で、そういうメールに対する注意喚起をしっかりとしなきゃいけないということ。

更につけて加えますと、コロナだけではなくて、これから、政府が、休業対策とか補償のことをいろいろやつてくださっています、そうすると、それを利用するうそのメールが出るおそれがあると

思っていますので、そういうことにひつかからな

いように、間違ったメールは開かないという心構えをつくることだけではなく、技術的に、あなたは間違いなく本当の政府から来たメールですよと

いうのが担保できるような、それもあわせて推進するいいチャンスになればなと思っております。

○鶴淵委員 それぞれのお立場から、貴重な御意見ありがとうございました。

も、今後の、先の課題として、皆様の御意見を参考にしつかりと進めさせていただきたいと思いま

す。ありがとうございます。

森川参考人にお伺いをしたいと思います。

さきよういたいたい資料、またお話の中で、先行

していると言っている諸外国の5Gは4G並みのものがほとんどである、4Gと同様、十年かけ

て着実に進化していくところございました。

私自身も、我が国は諸外国に比べるとおくれて

いるのではないか、そういったことを思っていた

一人ではあつたんですけど、きょう改めて森川

先生のお話を伺いまして、これから十年、こ

れからの取組が重要なんだということを改めて教

えていただきまして、諸外国に負けない、また、

我が國らしい進化が期待できる、それをを目指して

いるのではないかと思いまして。

改めまして、この法案、今回立法されることに

よりまして期待されることを、ぜひ、改めて森川

参考人にお伺いしたいと思います。

○森川参考人 ありがとうございます。

改めまして、この法案、今回立法されることに

よりまして期待されることを、ぜひ、改めて森川

参考人にお伺いしたいと思います。

改めまして、この法案、今回立法されることに

よりまして期待されることを、ぜひ、改めて森川

参考人にお伺いしたいと思います。

というふうに思っております。

○鶴淵委員 ありがとうございました。

この法案、立法、成立を機にまた盛り上げていくことで、今お話ししたましたが、やはりこのインフラ整備、この整備をしっかりと整

えていくと同時に、具体的にどういうサービスが、どういったことができるのかということを具

体的に、国民の皆様含めてイメージが持てるとい

うことも重要な点で、遠藤参考人にも伺いたいと思

いますが、これから私たちの生活の中で、いろいろお話をあつたんですけど、改めまして、5

Gによる新しいサービスについて、産業界として

これからもいろいろ活用を考えていらっしゃるど

うことです。森川参考人のお話にもありました、考

え続けて、生み出し続けていくことが大事だとい

うこともありましたけれども、これから盛り上げ

ていく上で、産業界として具体的にこういうこと

をしていきたいとか、またちょっとそういうお話を改めてお伺いしたいと思います。

○遠藤参考人 ありがとうございます。

J E I T A の中でも、先ほど御紹介申し上げましたように、ローカル5Gにつきましては、その市場をつくり上げるために、市場のアブリケーション側の企業の方々、それとプラットフォーム側をつくる企業、そういうところのいわゆるマッチングをする場をつくるうとうふうに考えてござります。ローカル5G推進委員会みたいなのがつくつていいこと。

いずれにしても、市場は非常にＩＣＴを今要求

している状況にございまして、その観点で、5G

は、ある意味で、本当に究極の入り口と言ったらいいんでしょうが、今までになかった新たな価値

をつくり上げるということを言えるプラット

フォームだと思います。そのところをやはり、

いう可能性があるよということを申し上げてその市場をつくり上げていくことが重要であると思いまして、協会としてそういうところに力を入れてまいろうと考えてございます。

○鶴淵委員 ありがとうございました。

最後に森川参考人と遠藤参考人にお伺いしたい

と思います。

森川参考人のお話の中に、「デジタルに対する経

営者の意識も変わり始めている、中小企業の経営者の方々も5Gに期待を寄せている、この流れを

しっかりと大切にしていかなければならぬとい

うお話をございました。

しかし一方で、4Gで十分だ、実証実験を見て

もビジネスになるようなものが見当たらぬと

か、そういうことをおっしゃっている方もまだいらっしゃいます。まだ具体的なイメージを持

ていない経営者の方もいらっしゃると思いますけ

れども、こういった方々、経営者、企業への支援

も必要ではないか、しっかりと底上げをしていく

ことも重要な点ではないかと思いますけれども、その

点につきまして、例えば経営者の意識革命な

か、人材確保なのか、何か具体的にこういうこと

をすればいいというアドバイスがあつたらお伺い

したいと思います。

○遠藤参考人 ありがとうございます。

遠藤参考人におかれましては、経営者の立場と

いうか、そういう立場で、どういった支援が求め

られるか、底上げをしていく上でどういった支援

が必要かということをお伺いしたいと思います。

○森川参考人 ありがとうございます。

その際、重要なのは、経営者だけで考えていてもやはりわかりませんので、経営者と、あとＩＣＴ事業者とか、いろいろな人たちが多様性のある場をつくって、みんなでちょっと考えていくとい

うか、プレストしていくような場をつくっていくのが僕はいいのかなと思っています。その上で、

自治体とかがきちんとサポート、あるいは地銀とかがしっかりと資金を入れていくような、そういう流れができるいくのが僕はすばらしいというふうに思っています。

○遠藤参考人 ありがとうございます。

経営者の立場と申しますか、市場をつくる立場というふうに言った方がいいかもしれませんけれども、先ほども出ましたけれども、ICTなどでとても重要なのはやはりデータなんですね。そのデータをいかに、データ・フリー・フロー・ウイズ・トラストというのがございますけれども、データをいかにうまく使えるような環境をつくるかというものがソサエティ五・〇そのものの基盤だと思います。

そういう意味で、市場が活性化するためのデータ基盤をどういうふうにつくっていくのか、これに対する御支援は大変重要な御支援だと思います。これがしっかりとすると、それを使った価値というものに対して、いろいろな価値が出てまいります。それをつなぐのがネットワークでございましたので、まず一番基本のところは、私はやはりデータだと。

そういう意味で、先ほどもお話をございましたけれども、国民ID、あのデータもとても重要なデータでございまして、使いようによつては非常に高い価値をつくり上げるものになつてくると思います。それをつなぐことによって全然違う高い価値が出てまいりますので、ぜひデータ基盤の構築の仕方というところで御支援を賜ればというふうに思います。

ありがとうございました。

○鰐淵委員 以上で終わります。大変にありがとうございました。

○富田委員長 次に、山岡達丸君。

○山岡委員 山岡達丸と申します。
本日は、本当に世情がこうしたコロナのウイルス拡大で厳しい中、この国会の重要な審議でありますけれども、参考人の皆様に足を運んでいただきましたことに私の立場からも心から感謝を申し

上げますし、きょう席があいているように見えますが、これも取組の中で、それぞれがここを違う場所から見て、距離を置きながら委員会を進行しています。

今、委員からも御質問がありました。さまざま大きなテーマもありましたけれども、私自身は実は北海道で選出をさせていただいている議員でございます。

北海道というのは、御存じのとおり、広い国土を持つわけであります。日本の二二%が北海道であります。私が今住んでおります苫小牧という町は、東西四十キロぐらいあるんですけれども、十七万都市なんですが、東京二十三区が三十キロくらいにおさまってしまうということを考えたときに、いかにこの地方都市、特に北海道でありますけれども、広い国土の地域かというのは、足を運んでいたいでおられました御存じのことだと思います。

そうしますと、御存じのとおり、さまざま課題がござります。全ては述べられませんが、例えばJRの存廃問題、いわゆる公共交通機関もなかなか維持できるのかできないかというところにもなつて、本当にこれらの地域社会がどうなつていくかなどといふふうに思っています。

もちろん、大農場であつたり大工場であつたりの、地方都市はどうなつていくのかというところ、全国それぞれあるんですが、北海道は相当程度これから真剣に考えていかなければならぬ、そうなんですが、それと移動問題がセットになつて、本当にこれから地域社会がどうなつっていくかなどといふふうに思っています。

実は、デジタルというのは、何やかんや言いながらも長い年月がかかるんです。インターネットが出てきたときに、インターネットで革命が起こると言われていたんですねけれども、今から振り返つてみると、そんなに革命は起こっていないんです。ずっと長い年月かけて、十年、二十年かけてがらがらが少しずつ変わっているのがデジタルですので、5Gもやはりいきなり何かがらつと変わるわけではない。

重要なのは、そういうのをいち早く取り入れると言われていたんですねけれども、今から振り返つてみると、そんなに革命は起こっていないんです。ずつと長い年月かけて、十年、二十年かけてがらがらが少しずつ変わっているのがデジタルですので、5Gもやはりいきなり何かがらつと変わるわけではない。

森川参考人にお伺いしたいんですけれども、本当に5Gは進化を続けています。なぜかといふと、それが導入するか、どう導入するか、そうした観点で、これまでの歴史を振り返りますと、大人口地帯を中心にそのことが進み、ビジネススペースに乗せてしまって、結局地方都市への普及というのがなかなか進んでこなかつたということが現実にござります。地方を救うと言いながら、ビジネスベースでやるとどうしても人が多いところに集中せざるを得ない企業の皆様の事情もあるわけあります。

こうした中で、5Gをこれから導入していくに当たって、この地方の課題解決にとにかく早くたどり着いていくためにはどのような取組とどのよいうな考え方が必要か、もしお考えがありましたら森川参考人にお伺いできればと思います。

○森川参考人 ありがとうございます。

人ということで、この地方の課題もあわせてつながりがあるんですけれども、伊東参考人にお伺いしたいと思いますが、セキュリティに関するさまざまな御意見もいただきました。これから、全国5G、ローカル5G、ローカル5Gは特に各地域、地方にとっても、会社でいえば社内インフラをつくるような、中の独自の取組も含めて、企業としても何にしてもかなりいろいろ魅力のある分野なのかなと思うわけですが、このセキュリティーというのも最終的には人だと言われています。

先ほどメールのお話もありましたけれども、どんなに時代が進んでもウイルスつきのメールをあけてしまふ方が一定数おられるという状況の中で、これも東京、大都市に比べて地方都市あるいは地方自治体、ずっと地域に行けば行くほど、とりわけ今、森川参考人から、導入の部分の人の課題もいただきましたが、セキュリティーの部分の課題も相当これから出てくるのかなと思います。この地方におけるセキュリティーに関して、こういう点をやはり非常に重視した方がいいのでは

ないかとか、あるいは考え方、こういうふうに政策を進めていかなければならないのではないかと

いうことについて、伊東参考人の御意見がありました。なぜかお伺いしたいと思います。

○伊東参考人 ありがとうございます。

北海道にいらしたということで、私も北海道に住んでいまして、苫小牧もよく行きましたので、懐かしく思い出しました。

今、セキュリティーの観点からという御質問だつたんですけれども、その前に、5Gと地方の話がございましたね。それで、あれについて私は専門ではないんですけども思いがあつて、北海道のように人口密度が薄いところでは、5Gは余り有利ではない。というのは、5Gは大容量にするために高い周波数の電波を使いますが、飛ぶ距離が短くなりますので、基地局をいっぱい建てなきゃいけないわけあります。

だから、都会では有利ですが、北海道のような人口密度が薄くなるところでは余り有利ではないので、そういう面では、多分、先生におかれましては、5Gもいいんだけれども、地方を考えたら6Gだろうというような新しい考え方を提案された方がいいと思つております。どんなものだと聞かれたら、例えば、衛星とか、二万メートル上げたところからレーザーとかで広い範囲に情報を拡散する光技術を使うとか、勝手に思つております。さて、セキュリティーの話をちゃんとしなければいけません。

地方におけるセキュリティー、私も、セキュリティーをやつていて、東京で話をし、地方で話をし、やはり感じることは、先生がお感じになつてゐるところ、人の問題に尽きます。そして、まずいことに、どちらかといふと、残念だが地方にいる方たち、それから中小企業の方たちは、セキュリティーに関する感度はやはり低いと思つています。したがつて、先生と全く同じ意見で、そこの意識を変えなければ、特に地方のセキュリティーは上がらないでしょう。

幾つか考えたんですけども、多分、地方の方

たち、三つ、タイプがいらっしゃると思います。た。そもそもセキュリティーに全然関心がない方

たち、これが一番多いです。それから、関心を

持つているけれども何をしていいかよくわからな

い方たち。それから最後に、地方に非常に少ない

人ですけれどもいらっしゃいます、自分で志を

持つていて、こうすることをしたいんだけれども

お金がない、だから具体的にできないという方。

三つぐらいのらつしゃると思います。

やはり地方の方にそういう方たちが結構いるの

で、一つ目については、教えなきやいけないんで

すが、残念ながら、例えば経産省で中小企業のお

金に対するパンフレットをつくっていますが、こ

の第一グループの方たちはそれを読もうとされま

せんので、最初からしたがつて、こういう方た

ちに対して啓蒙するのは、地方の新聞だとか、そ

の方たちが読む経済誌とかそういうものにセキュ

リティーの話題を載せて関心を持たせていただけ

ればなと思います。

それから、真ん中の、何をしていいかわからな

い人たちについては、実は、経産省とか中小企業

の連のある意味でのモディフィケーションといいま

すか、変換していくアッピングレードをしていく

というふうに申し上げました。

その理由は、2G、3G、4Gというのは、一

本はPDCという日本独特的スペックをつくつ

てきましたから、その後、やはり2G、GSM

SIM、ヨーロッパの仕様でございます。当時、日本はGSM、ヨーロッパの仕様でございます。当時、日本はPDCという日本独特的スペックをつくつてきましたから、その後、やはり2G、GSMをベースとした3G、4Gというふうに広がつてきました。一方、5Gに関しては、これから、今我々は、オーブンプラットフォームという新たなプラットフォームのつくり方、ネットワークのつくり方を提言してございますし、それを使おうといふ動きも世界で広まつてございます。そういう意味で、先ほどスタートについたといふのは、新たなネットワークのつくり方といふものが出てきて、それに日本企業も乗つて力を發揮できる可能性が高くなりましたねといふことを申し上げました。

だから、そういう意味では、5G、その次の6G含めて、今までとは違う、2Gによらないプラットフォームで新たな価値をつくり上げることが可能になつたといふことでございまして、我々、大変意識高くその領域にかかわつてしまひ

たいというふうに考えております。

○山岡委員 ありがとうございます。

本当に新しい展開の中で大きな飛躍を期待させ

ていただいているところであります。最後に太田参考人にもお伺いさせていただきたいと思いま

す。

本当にローカルな話なんですけれども、ドロー

ンについては、例えば塗装屋さんが屋根の上の状況を確認するに当たつて、これまでにはしごを組んで見なければならなかつたということもドロー

ンを使って写真を撮ると、今、コロナウイルスの中で、それこそ苫小牧の町では二十四以上の飲食店が共同して宅配を始めまして、こういうところにも、東西四十キロの町ですから、ドローンで物が運べたらと、そういうよう、若いを中心いろいろな発想が生まれつつあるという状況でもあります。

私が、先ほど伊東参考人から、5Gはなかなか広いところでは、という話もありましたけれども、ドローンこそ個別の課題を非常に解決するものにならぬか、そのこともまたこの場でお伺いできます

ます。

私は、先ほど伊東参考人から、5Gはなかなか広いところでは、という話もありましたけれども、ド

ローンこそ個別の課題を非常に解消するものにならぬか、そのこともまたこの場でお伺いできます。

地方都市における課題解決において、これから参考人が大きく期待されること、どういうことが地方において導入を広げていくそういうアイデアとして今考え得るか、このことのお考えとともに

、どのようにして地域、地方に広げていけばいい

参考人が大きくなされることが、どういうことが

地方において導入を広げていくそういうアイデアとして今考え得るか、このことのお考えとともに

わざ行くというのがありますので、そういうたとえでドローン活用は進むと思つております。

我々、そういう活動を民間企業としてやつていますけれども、ぜひ後押ししていただきたいと思うのは、どうやって横展開していくかということです。個別企業をやつっていますと、なかなか情報は、営利目的ですから出ませんけれども、一旦そういうのがニュース等で出来ましたら、どこでも成り立つと思うんですけれども、地元のところで、おまえのところもできるんじゃないかという形で、横に似たような例を展開していただく。それからまた、苦小牧の宅配の話がありましたけれども、ぜひ、お呼びいただくということを遠慮なくやつていただければどんどん広がると思いますので、よろしくお願いします。

○山岡委員 ありがとうございます。

何か個別の話にもなつてしまつて、本当に感謝申し上げる次第であります。今お話にもありましたように、地方は地方で人のつながりも強いものですから、横展開は確かに強みであろうということとも強く感じたところであります。また時間が来てしまいましたのでここまでさせていただきますが、新たな時代の中で、私は、これからも地方のさまざまな都市の課題を解決するには先端技術である、最新の技術である、その強い思いの中で、この導入を広げることは、かつて田中角栄さんが日本を改造するべく道路を全国に敷き詰めたように、政府の大いな後押しの中で先端技術というのは地方に入れていただかないと、商業ベース、ビジネスベースではなかなか入らないんだという思いの中、これからいろいろな研さんと勉強を重ねさせていただいて、そして地域の役に立ちたいと思つておられますので、ぜひ今後とも御指導賜ればと思つております。

○笠井委員 次に、笠井亮君。
○富田委員 日本共産党の笠井亮です。
森川参考人、伊東参考人、遠藤参考人、太田参

考人、きょうは、新型コロナウイルス感染拡大ところで、どうございました。

思うんですけれども、先ほど来あります5Gとかドローンなどの新しい高度な技術を誰のため、何のために使うのかという点なんですか。この5G促進法のような新たな法案を議論する際には、こうした政策の土台の部分がとても大事になります。この5G促進法のようないくつかドローンなどの新しい高度な技術を誰のため、何のために使うのかという点なんですか。

○遠藤参考人 御質問ありがとうございます。

私は、企業にとってとても大切なのは実は継続性だと思っているんです。その観点からも、企業活動と人間社会というのは本当に表裏一体であらうというふうに思っています。企業がつくり上げる価値というものが人間社会の持続性に貢献を必要になっているということだと思つんですね。そういう意味で、企業は生きることができるわけですね。そういう意味で、人間社会の持続性それから企業の活動

というのには本当に表裏一体であろうと。

その中の一つとして5Gが今回あるわけでござりますけれども、5Gは、先ほども申し上げたように、人間社会のいろいろなこれから価値、ソリューションというものをつくり上げる土台である、プラットフォームである、これを最大限使うことによって大きな価値をつくり上げることができると思っています。

○笠井委員 ありがとうございます。

私は、企業にとってとても大切なのは継続性だと思っています。データ社会に入ると全体最適の答えができるといつていただきたいというのが私の強い願いでございます。お答えになつてないかどうかわかりませんが。

○伊東参考人 誰のため、何のためという御質問だつたと思うんですけども、私が思いますに、新しい技術で、これは5G、ドローンだけじゃないんですけれども、このような高度な通信技術

ができる、そのためのプラットフォームとして5Gがあるというふうに理解をしておるところでございます。

そこで、二点伺いたいんですけれども、一つは、5G分野における国際競争の現状といいますか、決しておくれていないんだというお話を先ほど出たりもしていましたけれども、この国際競争の現状と、その中で日本はどのような位置にある

それからもう一つは、みんなのためというのがあると思っています。それは何かというと、こういう大変な中で、そしてまたお忙しいところ、貴重な御意見ありがとうございました。

私は、企業にとってとても大切なのは実は継続性だと思っているんです。その観点からも、企業活動と人間社会というのは本当に表裏一体であらうというふうに思っています。企業がつくり上げる価値というものが人間社会の持続性に貢献を必要になっているということだと思つんですね。そういう意味で、企業は生きることができるわけですね。そういう意味で、人間社会の持続性それから企業の活動

というのには本当に表裏一体であろうと。

その中の一つとして5Gが今回あるわけでござりますけれども、5Gは、先ほども申し上げたように、人間社会のいろいろなこれから価値、ソリューションといつて、非常に心強く思つてゐるところであります。

○笠井委員 ありがとうございます。

私は、企業にとってとても大切なのは継続性だと思っています。データ社会に入ると全体最適の答えができるといつていただきたいと思うのですが、今までソリューションというものは部分最適であつたものが、データ社会に入ると全体最適の答えができるといふことは、その範囲の中で最適化を図ることで、民生利用に本当に集中してやる必要があるし、逆に言うと、軍事には使わないことも國の方針としてはしっかりと掲げる必要があるんじやないかと思っておりますが、この点も含めてまた大いに議論していただきたいと思います。

次に、遠藤参考人に伺いたいんですけれども、5G促進法案、今回出している法案ですが、この法案には、5Gの通信基地局の開設計画の前倒しに対し設備投資額の一五%の法人税減税が盛り込まれております。

そこで、二点伺いたいんですけれども、一つは、5G分野における国際競争の現状といいますか、決しておくれていないんだというお話を先ほど出たりもしていましたけれども、この国際競争の現状と、その中で日本はどのような位置にある

そういう意味では、非常に高い価値を、これか

というふうに産業界として認識されているかといふのが一点です。

もう一つは、そういう中で、本法案は、私が理解しているところでは、世界におくれてているので、とにかく国際競争力を強化しなきゃいけないということがあり、その中で、法人税減税で支援をしていこうということでの国の措置だというところで提案されているんだと思うんですけれども、他社よりも早く5Gサービスを開始しようと今各社が競い合っている、国際的にも日本の中でもそういうことになつてるので、ある意味、この減税措置というのがなくとも、必要な設備投資は当然やつていくんだろうというふうに思うんですね。

そういう点では、この法案にあるような減税措置が、ぶつちやけ言つて、なれば必要な設備投資といふのはできないということになつてるので、その辺の関係というのか、どんなふうにその点を見ていらつしやるか。今、大企業でいうと、内部留保もあつて体力は十分持つていらつしやる状況だと思うので、新型ウイルスの感染拡大で国民の暮らしとか日本経済も深刻な事態にあるときに、国の予算の使いようというものはいろいろまた議論になつてきます。そういう中での一五%という破格の減税といふのは必要なのかと率直に今我々思つてはいるんですけど、その点について、合計二点なんですが、御意見をいただけたら幸いです。

○遠藤参考人 まず最初は、日本の5Gの開発のグローバルな観点からのポジションという御質問があつたと思います。

それは、先ほども御説明申し上げましたけれども、4Gまでは確かに、2Gを中心とした延長上に3G、4Gがございます。そういう意味では、GSMをベースとした海外勢は非常に強いといふのは否めないというふうに思つてございます。

5Gに関しては、今、先ほども申し上げましたけれども、オープンLANという新たなオープンアーキテクチャ、違うアーキテクチャで、2

Gによらないアーキテクチャで5Gを構築しましようという考え方がある、基本的な考え方として多くの国からも支持をされ始めました。この領域においては新たな競争ということが始まつたというふうに私は考えてございまして、そういう意味では、今、日本の位置がどうのはなかなか難しいうございますけれども、十分戦える位置に来たという理解を私はしてございます。

二つ目は、促進法に関する基地局の前倒し、これがどういう意味があるのか、どういう価値があるのかという御質問であったと思います。

これに関しては、基地局がサプライヤーとして出ていくことに対するサポートというのも当然ございますけれども、先ほど申し上げたように、5Gは、いろいろなまさに人間社会に役立つ価値をアプリケーションを乗っつけるためのプラットフォームである。これを早く構築して、その上に乗つかるアプリケーションを早く日本の市場として立ち上げることが、まさに日本全体の価値を上げて、グローバルに戦える、競争力のあるアプリケーションに仕上げていくために必要なんであると私は理解をしてございまして、ネットワークそのものの前倒しというよりも、私は、その後ろにある、アプリケーションが乗る、そのアプリケーションを市場としてサポートしていく、市場をつくるためにサポートしていくというためのトリガーであろうという理解をしてございます。

そういう意味では、非常に大きな動きをするための本当に最初のトリガーをかけていただくといふ理解をしてございまして、非常に重要な法案であらうというふうに私は理解をしてございます。

ありがとうございます。伺つた意見も含めてまた議論してまいりたいと思っております。

最後になりますが、森川参考人と、そしてまた遠藤参考人に伺いたいんですけれども、先ほどもありました今の新型コロナとの関係にもなります。

森川参考人は、5Gについて、第一次産業から第三次産業までの全ての産業領域で活用できる可能性を秘めていると、昨年もそのことを非常に強調されてコラムを書かれておりました。大きな社会的価値を生み出すデジタル変革が起きるというふうなことを指摘されておりました。

遠藤参考人が会長をされているJEITAであります、昨年十二月には、5Gの世界需要が二〇三〇年には百六十八・三兆円という形になると見通しを発表されました、それは年末のときの話でした。

その後、ある意味、我々誰もがこういうことになるというふうなことはなかなか考えにくかった、新型コロナウイルスが世界じゅうに感染を拡大して世界経済にブレークが大きいかかっているという状況で、改めて伺いたいのは、まずは終息と回復までの時間がかかるだろと言われているわけですが、そういう中で、ある意味、世界が大きく変わるもの、世界の経済危機のときに、やはり、それを踏まえて今後どうするかとみんなが考えるような状況の中で、5Gの活用の仕方というのも大きく変わつくるんだろう。我々も、本当に私自身、もつと理解しなきやいけないことはいっぱいあるんですが、変わつくるんだろうと思うんですけれども、どういう形で役割を果たすことかが、こういう事態を踏まえながら、今後新たに考えられるか、考えなきやいけないかということについて、森川参考人と遠藤参考人から一言ずついただければと思います。

○森川参考人 ありがとうございます。コロナも含めてなんですが、当たり前のところに気づきがあると思っていまして、今、コロナでテレワークをしたりオンライン診療とか、言われてみれば当たり前なんですね。しかし、それはやつてみるとわからないので。そういう意味で、このコロナというのは、ICT、デジタル分野からすると非常にいい機会といふのが、すばらしい好機かなと思つておりますのを最大限考えて手前手前で用意をしていくうことが、その次の大きな発展をしていく上でとても重要なことなんだろうというふうに理解をしてござります。

そういう意味で、5Gも価値をつくれるということは、データのありよう、データフレーフローのありようなんかを考えますと非常に価値が出てくるということはイメージがもう既にできてござりますので、そういう意味では、何々のためにと具体的なものを考えながらも、やはり大きな変革をするためのプラットフォームとして必要だ

という判断をどこかでする必要があるのではないかなどいろいろなうふうに理解をしておざいます。

○笠井委員 時間が来たので終わります。

貴重な御意見ありがとうございました。今後の審議に大いにまた生かさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○福田委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

きょう最後の質問をさせていただくことになりました。ありがとうございます。

まず最初に、森川参考人と伊東参考人に、IOTのサイバー攻撃についてお聞きをしたいと思うんです。

今後、IOTに対するサイバー攻撃が非常にふ

えてくるというふうに言われていまして、例えば防犯カメラなどであると何となくイメージが湧くんですが、最近、エアコンにもカメラがついていて、エアコンを見ているとカメラがきょろきょろ動くので、不気味だなとか思つたりするんですけども、今、白物家電にもどんどんカメラがついてきて、それが何か攻撃をされると室内が全部見渡せるんじやないかというような気もするんです。

パソコンなどの場合には、ウイルスのソフトを入れたりして私たち自身が防御していたりするわけですから、白物家電に防護するソフトウェアを入れるというような説明もありませんし、サイバー攻撃がこれからは危ないぞと言われても、一般的消費者はどうしようもないんじやないかと思つますが、その点についての対策といふか、どんな状況かをお話しいただければと思います。

最初に森川参考人にお願いします。

○森川参考人 ありがとうございます。

将来的には、IOTデバイスであっても遠隔からソフトウェアをアップデートするみたい、そ

ういう形に恐らくなると思います。したがつて、今はパソコンもそうなっていますよね、遠隔で必

要に応じてアップデートしていくて安全性が保た

れるとかいうことで、IOTデバイスも恐らくそういう形に多分なつていくのかなというふうに、ほんどのデバイスはそうなつていくというふうに私は思っています。

○伊東参考人 ありがとうございます。

サイバーセキュリティ専門なので、おっしゃるとおりだと思います。これまでのセキュリ

ティーは、どちらかというとコンピューターが情報機器だったところ、先生御指摘のとおり、IOT、あととあらゆるものにそういうものが入るようになってきました。そのために、セキュリティの問題が非常にふえています。まだ認知されていないんですけども、先生の御指摘はそのとおりなのであります。

大きな問題点は、ソフトウエアで動いていたこ

れまでのコンピューターとか情報機器に対しては、一応皆さんの認識が上がつてきて、パソコンにアンチウイルスソフトを入れるのは当たり前だよね、やつとそこまで来ました。メールはすぐ開

いたやいけませんよ、やつとそこまで来ました。しかし、おっしゃったとおり、あととあらゆるものに入っているときに、それは冷蔵庫に見えているけれども実はコンピューターが入っている、見かけ上冷蔵庫だけれどもコンピューターだつたり

する、そしてそれがインターネットでつながつて

いて、サイバー攻撃に対して非常に弱い。そのときに対する社会全体の認識も実はまだできていませんし、それから、じゃ、具体的にそれにどう対応するかというメーカーとかセキュリティ企業の対策も、まだほぼありません。

ですから、先生の御指摘は非常に重要で、これからやらなきゃいけないことをまさにおっしゃつてくださつたと思っています。

その一つは、認識を変えていつて、IOTの時代にはこういうものにも危険性があるのだから、どうする。つまり、一つは、一般ユーザーは、恐らく、その一つ一つについてセキュリ

ティーに関心を持つことを要求することは、要求

しますけれども、まず僕は無理だと思っていま

す。パソコンでさえ、メールでさえ開いちやいけないといふのを開いちやう人が、百人いたら一人

か二人いるときに、そもそもそういう考え方を持つ

ていない一般の御家庭の主婦の皆さんに、この冷

蔵庫は実はあなたたちの生活を見ているかもしれませんのでセキュリティソフト入れてくれも不

可能ですね。

そうすると、答えは多分決まつてゐると思つておりますと、メールで答へましたけれども、その中

とか、その後の瑕疵がないことの担保などをより厳しく、申しわけないけれども厳しくしっかりとつけていただいて、つくつていてる段階で、御家庭に行つた段階でもう既に安心、安全なものになつております。

そういう企业文化をつくつていただきたい

ということになるのではないかと思います。

例えば自動車は、私たち、今走つているとき

に、運転中にハンドルが抜けたりブレーキがきか

なくなる自動車はないと思つています。でも、コンピューターとかあいのやつについては、そこ

までの認識はできていません。ましてや家電をや

ります。

でも、先生がおっしゃつた、IOTの時代には

そうであつてはならないので、その危険性を考え

て製造者はきちんとものをつくりましょ

う。そして、もう一つは、森川先生がおっしゃつたとおりであります。もし起こつてしまつたら、現場の主婦が何とかするのではなくて、責任のある組織がリモートで対応できるような枠組みを構築するべきではないかと思います。

○串田委員 非常に参考になりました。今の段階

では、カメラのついていない白物家電を買うのが一番安心かもしれないんですけども。

次に、国民が一番気にしているという5Gに關

してはスマホのついていない白物家電を買うのが

なんだと思います。

○遠藤参考人 ありがとうございます。

何をもつて料金というか課金をするかというの

は、なかなか、その時代によつても変わつてくる

んだと思います。

例えば、基本的には、二時間のテレビ番組を、

細い線で使うと非常に長い時間かかります。結

局、積分といふか、時間と量で決まるわけですよ

ね。だから、大量のものを瞬時に入れられたとし

て、動いたデータはデータ量としては変わらない

わけで、そういう意味だと、時間とパイプの太さ

というものを、長い時間使えばそれなりにお金がかかるだろうし、大量のデータを非常に短い時間でかけたとしても、それはリアルタイム性という価値を我々は得て、かつ、物量としては同じものが動いているだけでござりますので、その動いた物量に関しての差が課金に、どういうふうに今後かけて、かえていくのかというのは非常に難しいところだと思います。でも、基本的には、動いたものに対して課金がされるというのが基本のような気がいたします、基本はですね。

ただ、価値というものはそれだけではなくて、さつき申し上げたように、リアルタイム性の価値みたいなのがとても大きいし、その部分を含めてどういう料金体系にしていくかというのは今後の問題なのではないかなと。

かつ、そういうデータのフリーフローというものが国際間で動きますし、工場の中でも動きますし、そのところをまたどういふうにするんだと。企業の価値を上げていくためには、そこにある程度のアクセラレーションをかけるような料金体系というのも絶対的に必要だろうし、一般的なユーザーさんがお使いになられて、それも価値をたくさんとれるようすれば、アプリケーション側でその価値というものが見えてくるわけで、アプリケーションの価値を重要視するのか、ネットワーク側のキャッシュティーの価値を重要視するのか、そのバランスもあるかもしません。

そういう意味で、全体のバランスをとりながら答えをつくっていくというのが今後考えられる方向感ではないかなというふうに思います。

○串田委員 わかりました。
次に、太田参考人にお聞きをしたいんですが、院内でもドローンを使った物流の勉強会というのがかつてありました、去年ですか、参加させていたいたいんですけども、そこでは、空のドローンと陸の運送というのを同時に勉強会をやつていたんです。

そういう意味では、今開発しているドローンの技術というのは、陸のロボット、最後は玄関に送

り届けるわけなので陸を移動するというのが勉強会の中では説明があつたんですねけれども、これは同時に同じような技術として利用することができます

会の中では説明があつたんですねけれども、これはどちら、実際、ドローンでできることというのははつきりしてきています。それで、場合によっては、空中でボーリングしながら糸を垂らして、田舎の、ぽつんと一軒家じゃないんですけども、そういうようなイメージのところには直接配達もできますし、一方で、マンションみたいなところの前ですと、ドローンは入っていけませんので地上の口ボットが入るというような議論が非常に明確になってきたというのがこの一、二年でございまして、一つのサービスの形が見えてきたということになります。

○太田参考人 場合によるかなとは思いますが、どうぞ、実際、ドローンでできることというのははつきりしてきています。それで、場合によっては、空中でボーリングしながら糸を垂らして、田舎の、ぽつんと一軒家じゃないんですけども、そういうようなイメージのところには直接配達もできますし、一方で、マンションみたいなところの前ですと、ドローンは入っていけませんので地上の口ボットが入るというような議論が非常に明確になってきたというのがこの一、二年でございまして、一つのサービスの形が見えてきたということになります。

○太田参考人 場合によるかなとは思いますが、どうぞ、実際、ドローンでできることというのははつきりしてきています。それで、場合によっては、空中でボーリングしながら糸を垂らして、田舎の、ぽつんと一軒家じゃないんですけども、そういうようなイメージのところには直接配達もできますし、一方で、マンションみたいなところの前ですと、ドローンは入っていけませんので地上の口ボットが入るというような議論が非常に明確になってきたのが

の見積りをやつたときには、きょうの議題である5Gのことを余り考えていなかつたんじゃないかなと私は思っています。

この間、実は別のところで、オリンピックの中でも何が心配ですかといつたときに、過去のセキュリティに対するはみんなそれやっているんだけれども、5Gが入ったときに、5Gに対するセキュリティというのは過去に余りやられていないので、ちょうどバッティングするんじゃないのかと言つたんです。

そういう意味で、先ほどの技術者が足りてないかということに対するお答えなんですが、これども、まだまだ新しい技術が出ている以上、過去に見積もつた値で、多分足りてはいらないんだろうと思います。

○串田委員 きょうは非常に参考になりました。本当にありがとうございました。

○富田委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいたしました。参考人に対する質疑は終りました。

○串田委員 きょうは非常に参考になりました。本当にありがとうございました。

○富田委員長 これにて参考人に対する質疑は終りました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいたしました。参考人に対する質疑は終りました。

○串田委員 きょうは非常に参考になりました。本当にありがとうございました。

○富田委員長 これにて参考人に対する質疑は終りました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいたしました。参考人に対する質疑は終りました。

○串田委員 きょうは非常に参考になりました。本当にありがとうございました。

○伊東参考人 ちょっとと難しい質問をいただいたことがあります。お聞きしたいと思います。

そのときの見積りは、そのときにやつた方たちには多分真摯にやられていると思うんですけども、世の中はどんどん進歩しています。多分、そ